

○議事日程 (平成二十九年六月二十三日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 青山貞一

一 番 北倉義博

二 番 岩永義仁

三 番 長澤龍夫

四 番 大橋三男

五 番 三田正敏

六 番 吉田太郎

七 番 早崎百合子

八 番 野村永一

九 番 田中敏弘

十 番 松永民夫

十一 番 林輝見

十二 番 青山貞一

十三番 水谷久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長 長谷川 悟

教育長 並河 清次

総務部長兼 総務課長 田中 信行

総務課長 田中 信行

企画政策課長 川地 憲元

総務部 総務課長 古川 一夫

住民福祉部長兼 住民人権課長 高木 勉

住民福祉部長 高木 勉

健康福祉課長 高橋 正人

住民福祉部長 高橋 正人

子ども福祉部長 松岡 弘泰

住民福祉部長 松岡 弘泰

生活環境課長 木村 嘉志

産業建設部長兼 水道課長 桐山 一則

産業建設部長 桐山 一則

産業建設部参事 高木 伸一

産業建設部長 高木 伸一

産業建設部長 前田 勝治

産業建設部長 前田 勝治

農林振興課長 伊藤 幸広

産業建設部企業誘致・商工観光課長 大倉 修

産業建設部長 大倉 修

建設課長 田中 一也

建設課長 田中 一也

会計管理者兼 会計課長 田中 隆

会計課長 田中 隆

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤昌子
教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明
消防次長	野村博治
消防次長	渡辺章博
消防防課長	近藤清隆
消防防課長	三和隆夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	佐藤嘉但
議会議務局書記	國枝利法

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成二十九年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席でございます。

ただいまから平成二十九年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、二番 岩永義仁君、三番 長澤龍夫君を指名します。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、六月十五日、議会初日の総括質疑において、田中議員の質問に対する未回答の事案について、桐山産業建設部長より答弁の申し出がありましたので、許可しました。

桐山産業建設部長。

○産業建設部長兼水道課長(桐山一則君) 六月十五日、田中議員からの質問にお答えさせていただきました。

①ある議員調査依頼書の回答によると、送水ポンプ場の土地は、地元に小倉増圧ポンプ場周辺で適地を打診したとありますが、具体的に誰にどのように打診されたのか。また、打診については口頭なのか文書なのか。回答といたしまして、平成二十五年から二十六年にかけて、西小倉簡易水道組合長及び地元区長を通じて、地元で口頭で打診を行っております。

②適地候補地は、一カ所か複数あったのか。回答といたしまして、適地候補地は複数存在していません。

③ボーリング調査が行われているが、一般論として購入予定地とするのが常識と考えるが、このケースは別の場所で行い、用地購入しているが、理解しにくく、説明を求めます。回答といたしまして、平成二十五年当時、小倉増圧ポンプ場の周辺で、送水ポンプ場の用地として幾つかの候補地からボーリング調査を事前に

実施できる場所を探したところ、調査に協力してもらえぬ地権者があり、ボーリング調査を行ったものです。

また、その際のボーリング調査は、送水ポンプ場を建設する上で、周辺地盤の地質が建設計画に適しているかどうかを想定した調査でした。その後、水道課で候補地の用地検討及び交渉を重ねる中で、ポンプ場用地として最適であり、地権者の承諾が得られたことから、ポンプ場として選定しました。

④購入単価の根拠を求めます。回答といたしまして、用地購入については不動産鑑定を行う必要がありました。相手方より事案の早期解決のための協力的な意向が示されたため、早急に積算できるように、道路用地購入で使用する単価を採用しました。

なお、その単価でよいか判断するため、平成二十七年に送水ポンプ場付近において、他課が購入する土地で行った不動産鑑定の結果と比較しております。その評価額と比較したところ、道路用地購入で使用する単価のほうが安かったため、その単価を採用いたしました。

⑤購入用地の半分くらい上多度小学校教員利用の駐車場として舗装してありますが、目的外使用でないか説明を求めます。回答といたしまして、ポンプ場用地に建設された建物は、用地の半分ほどのスペースとなつていますが、建設された施設には維持管理上、施設内の機器の修繕・運搬を行うための重機等を配置するスペースが必要となります。また、現在、駐車場スペースとなっている地下には、配水管、送水管、電気配線等、ポンプ場の維持に不可欠な施設が埋設されており、ポンプ場用地は維持管理上、適正なスペースが確保されているものと考えます。

ポンプ場用地が舗装されていることについては、雑草、雑木等の管理等、今後の維持管理の軽減及び地元の行事等での利用を図

ることを目的としています。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 以上で、田中議員に対する答弁を終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

五名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

最初に、九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、議長に発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を二項目について行いたいと思っております。

まず最初の項目としては、ストレスチェック対応はでございます。

職場でふえている鬱病などの心の病を対象に、質問票を使った事前チェックでストレス度を把握し、心の病への進行を防ぐことや、働く人の心の健康を守るための制度、改正労働安全衛生法が平成二十七年十二月一日に施行となり、年一回ストレスチェックの実施が事業者に義務づけられました。対象は従業員五十人以上の事業所で、五十人以上は努力義務でございますが、官民を問わず全国約十六万、県内は二千百事業所が対象になります。

職場生活上、強いストレスを感じている労働者の割合が高い状況で推移しており、労働者のメンタルヘルスが社会問題化しています。精神障害等に係る労災請求決定件数から、業種別では、社

会保険、社会福祉、介護事業において、また職業別では、専門的・技術的職業従事者で多くなっています。

従前のメンタルヘルス対策と比べると、ストレスチェックは一次予防の位置づけになり、精神疾患の予防は三つの段階に分かれておりまして、一次予防としては、不調を未然に予防する。二次予防、不調者の早期発見と治療を目的とする。三次予防としては、不調となった従業員の職場復帰を支援となりますが、これまでは二次予防、三次予防に重点が置かれていたのに対し、今回の制度は一次予防を狙いとしています。

鬱病等の疾患を見つけることではなく、メンタルヘルス、不調の未然防止を目指しており、こうした目的から、制度の導入に際しては、一、労働者への先行通知と実施体制の確立、方針表明、二、衛生委員会等の立ち上げと、同委員会による実務方法の審議並びに実施規定の策定、三、ストレスチェックの実施、四、高ストレス者に対する医師面接の指導と就業上の措置、五、集団的分解と職場環境の改善と、このように事業者が取り組むべき施策が求められています。

制度の運用が軌道に乗ると、個人データを集団ごとに集計・分析した結果が職場環境の改善に活用できるので、働く人たちは、みずからストレスに気づいて、セルフケアに努め、ストレス状況を排除した働きやすい職場が確保されることとなります。しかし、健康のいかんは極めてデリケートな問題にして、労働者にとって一番知られたくない個人情報であります。このことから、不調だが、ストレスチェックの結果を上司や人事関係部局に知られたくないことから、問題なしと答える者とか、悪い結果が出ると嫌だから医師の面接は受けない者などがあらわれるおそれがあります。配置がえ、休職、給与ダウン、退職勧奨等の不利益扱いを恐

れることになると思いますが、日ごろから健康教育が徹底していない職場では起こりがちであると思います。

同法は、事業者は、労働者が面接の申し出をしたことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないと禁止規定を設けています。このほかにも公表済みの行政指針では、労働者が受検しないことなどを理由にした、また面接指導結果を理由とした不利益な取り扱いも禁止しています。

健康で働きやすい職場は、それ自体大きな資産となるばかりか、労働者のメンタルヘルスへの取り組みは、事業者における経営の質を問う指標にもなり得ると思います。

これらを踏まえて、お尋ねをいたします。

一点目といたしまして、ストレスチェック実施に当たって、一、ストレスチェック制度対応のため、庁内実施体制はどのように確立されたのか。

二、組織として、実施方法等、協議経過はどうなのか。

三、その結果を庁内規定として明文化されたのか。

四、さらに職員に内容等を周知したのか、また、実施方法はどのようなのか。

五、対象職員の範囲は。

六、専門医との契約も必要となるが、この点はどうか。

七、質問票はどのように作成をしたのか。

二点目として、ストレスチェックの効果的な活用に向けてありますが、鬱病など精神的な疾患で休職する教員の数が年間約五千前後と高い水準が続いている統計があります。仕事量がふえ、勤務時間も増加して、心にストレスを感じる教員が多くなっていることが主な理由で、発症していなくても追い詰められている人が多くいると見られ、専門家や教育現場からは、学校教育の質が

低下しかねないとの懸念の声も上がっているとのメディア報道もあり、養老町の場合、当てはまるかどうかわかりませんが、ストレスチェック結果をどう分析して今後の方針を策定するのか伺います。

一回のみのストレスチェックでは必ずしも現状を把握するのは難しいと思いますが、町長部局、教育委員会部局、それから消防部局に分けて、集計、分析するのがベターだと思いますが、また、厚労省のマニュアルでは、原則十人以上の集団を集計の対象とするのが望ましいと記述していますが、この点についての見解を求めたいと思います。

三点目として、県議会的一般質問からありますが、昨年の県議会一般質問、平成二十八年三月十六日でありましたが、県職員組合が県職員に実施したアンケートで、約四千人のうち二千六百人が回答してみえますが、「仕事への意欲が低い」と答えた職員が三三％と三割を超えました。「仕事への意欲が高い」と答えた職員は二一％にとどまり、どちらとも言えないと答えた職員は四四％もありました。

意欲が低い理由としては、複数回答ですが、「職員数の不足」が三五％、「仕事量の増加」が三一％となっています。前年との比較で「仕事への意欲が下がっている」と答えた職員は三八％もあり、「変わらない」と答えた職員も五二％ありました。そして、「仕事への意欲が上がっているが、低調」とした人が七％しかありませんでした。このことから、県職員の皆さんに負担が増加していることがうかがえると思います。

養老町の職員の場合、仕事への意欲に対して現状はどのように認識しておられるか、また、平成二十八年地方公共団体定員管理調査個別団体表では、人員が不足していると、養老町と比較した

場合、数値がありますが、この辺の人員配置は適正か。

以上、三点についてお尋ねいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） ただいまの田中議員の御質問につきましては、労働安全衛生法の規定に基づき実施するストレスチェック対応についてでありますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、ストレスチェックの庁内体制についてですが、改正労働安全衛生法の施行に伴い、本町では昨年十一月に養老町職員衛生管理規定を改正し、年に一度のストレスチェックの実施や高ストレス者に対する面接指導の実施等を新たに規定し、職員に対しては文書にてストレスチェックの実施等に関する周知を行っております。

また、昨年、医師と三年間の産業医契約を締結し、産業医・保健師・部長級職員で構成された衛生委員会を設置しております。衛生委員会は年に一度開催することとし、昨年度は、ストレスチェックの実施方法、健康診断等受診者の事後指導の実施など、年間の活動内容について協議を行っております。

ストレスチェックにつきましては、産業医と相談の上、厚生労働省が指針の中で示す五十七項目の職業性ストレス簡易調査票をベースとし、総合満足度に関する一項目を加えた調査票を用いました。調査方法は、調査票を入力し、メールで事務局に送付するもの、もしくは紙媒体で調査票を提出するものの二通りの方法により、義務づけがされていない五十人未満の優先機関も含めた正職員を対象として実施しております。

また、事後の面接指導につきましては、高ストレスと判定された受験者三十八名に、ストレスチェックの結果通知とともに文書

により周知いたしましたして、その結果、四名が面接を希望し産業医による指導を受けております。

次に、効果的活用に向けての計画内容についてですが、ストレスチェックの結果につきましては、部局ごと、男女ごとに分け、仕事の量や質の面でのストレス、職場等におけるサポート面でのストレスの度合いについて集計を行っておりますが、集計分析結果の活用方法につきましては、今後、衛生委員会の中で検討していく予定でございます。職場環境の確認のため、産業医による職場巡視を行うことやストレスチェックの早期実施など、職場環境の改善に努めてまいります。

次に、県職員アンケートを踏まえ、町職員の現状認識についてですが、町職員を対象に仕事への意欲に関するアンケートは実施しておりませんが、ストレスチェックを実施した結果、仕事の量や質の面でのストレス、サポート面でのストレスともに平均して高目であると判定された部局がございました。また、予期せぬ中途退職者の増加により職員が減少をしているため、現在は限られた人員数の中で職員の配置を行っております。職員一人当たりの業務量の増加により負担を感じている職員が多いといえるかもしれませんが、職員同士協力し合いながら業務を遂行できるように、職場内でのサポート体制を整えてまいりたいと考えております。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今の回答の中で、衛生委員会を立ち上げられたということで、メンバーはどのように構成されたのかということ。

それから、人員配置の関係ですが、この辺の見解は適性なのか、

不足していないのか、今やんわりと言われましたけど、その点を回答いただきたいのと、改めて質問をいたしますと、職員福利厚生の一環として休憩室や医務室の設置確保が必要かなあと私は常々思っておったわけですが、近隣市町では、食堂、宿直室で対応しているのが実態であります。我がまちでも一階の窓口対応担当課としては食堂スペースを隅のほうで確保しておりますけれども、職員が食事をとるのはいいとしても、そこで休憩してリフレッシュするとなると、ちよつとあの場所ではどうかあというように感じもいたしておりますし、まして二階、三階の職員の方に対しては、自席で食事というような現状ですが、その辺が、何かいい知恵を出して休憩室を、リフレッシュできるようなものが設置できたらいいかなあと思っておりますが、その辺の考えを聞きたいと思えます。

それからトイレの洋式化ですが、統計をいただきましたが、大体公施設全体では学校も含めて三七・七ですが、女性が三四・九というようなことで、想定したよりも多いんですけれども、本庁舎の場合は一階のみというようなことで、予算の面もあろうかと思えますが、職員のうちや来庁者にしても、洋式しかだめという方もかなりおられます。二階や三階での用足しとなると無理な方もお見えになります。わざわざ一階においてきて用を足すことになり、時間的にも相当ロスになり、メンタル面においても悪影響があると思えますし、現在、町民の皆さんの家庭においてもリフォームが進み、かなりの高い率で洋式トイレが普及しているものと思われまます。案外、内心要望として女性に根強いものがあるのかと感じております。そういったことで、すぐにはできないにしても、年間計画か何か具体的に計画を示されて、ぜひ実施できればと思っております。

それからもう一件、ストレスに負けない部下を育てる上司の役割というものはどのように考えてみえるのか、この点をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信心君） ただいまの田中議員の再質問にお答えいたします。

まず衛生委員会でございますが、産業医、それから保健師、それから各部長級職員を含めて全部で七人で構成をいたしております。

それから、人員配置が適性かどうかというところでございますが、限られた職員数の中で配置をしているということで御了承願いたいというふうに思います。

それから、ストレスに負けない部下を育てる上司の役割についてですが、職場で生ずるストレスは、セルフケアだけでは限界があるため、職場環境を把握し改善を図ることができる立場にある管理監督者が中心となって、労働環境の適正化や過重労働の予防、人間関係の調整など、職場のストレス要因の軽減に努める必要があると思います。

上司は日ごろから部下の仕事ぶりや人間関係に気を配り、部下の変調に気づいた場合は声をかけることが基本であり、部下から相談しやすい環境を整えておくことも大切だと思います。また、一方的に課題を与えるだけではなく、必要に応じてサポートを行うなどチームワークの体制を整えることや、なし遂げた業績に対しては適切に評価するなど、部下のやる気を起こさせる環境をつくることも重要だと思います。部下のストレスに対して適切に対応できるよう、メンタルヘルスについて正しい知識を得るための啓発活動に今後も努めてまいりたいと思います。

それと、医務室と洋式トイレの関係については建設課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） 今の田中議員の二番の休憩室・医務室の設置確保と、三番のトイレの洋式化について、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず二番の休憩室・医務室の件でございますが、確保につきましては、議員の御指摘のとおり、当町においても検討できたらというふうには思います。現状の建物機能を維持していく上で、全てのスペースを現在活用しております。休憩室や医務室等については、現在確保はできておりません。今後は施設の改修にあわせて、職員の見聞も聞きながら考えてまいりたいというふうに思っております。

三番の、トイレの洋式化についてということでございます。これも議員の御指摘のとおり、現在の本庁舎の洋式トイレは一階のみで、二階、三階、四階へ来庁される方につきましては御不便をおかけするというところもあるかというふうに思います。

しかしながら、庁舎を初め公共施設のトイレの洋式への改修につきましても、予算も伴うことから、今後の施設全体の中で改修が可能かどうかを考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 最後に、ある書物に、「ストレスに関して「強い心は自分でつくられる、ストレスに打ちかつ思考法」として八項目の記述がありましたので、ちょっと紹介しておきたいと思っております。詳細になりますと研修になりますので、項目だけさらっ

と申し上げたいと思いますが、頭の切りかえが早い。それから、「まあいいか」というような大きな気持ちを持つ。それから、失敗しても誰のせいにもしない。それから、周りに頼ることが出来る。ということは、日ごろからいい意味での仲間づくりをしておく。

それから、没頭できる趣味を持っている。この趣味はいろいろ範囲がありますが、ゴルフ、カラオケ、囲碁、今テレビ等で若い藤井聡太四段が二十八連勝という大した記録ができましたが、そういう趣味を持つことが大事かなあと思っておりますし、私も囲碁をやりますんですけど、これですとパソコンで一人で一日でもやっておりますが、そういったことで気分転換になると思いますので、ぜひ何か趣味を持っていただきたい。

それから、いろいろ困難な場面に直面しても、いい経験になるというようなことで、ポジティブ、積極的に考えて物事に当たる。それから、思いどおりにならないのが当たり前と思つて、いろいろと物事に当たつていただきたい。それから、苦手な人は自分を成長させてくれる人と考えて、前向きに対応していくということが大事、要するに何事も柔軟に樂觀的に考えることがストレスに打ちかつていくということで、ぜひ参考ということで紹介させていただきます。

以上を申し述べて、次の質問に移ります。  
二項目として、二番目といたしましては行政組織等についてであります。

養老町では平成十二年に行政改革大綱を作成し、この中で、職員の資質の向上と意識改革、町民と行政の協働体制、簡素で効率的な行財政運営の推進という三つの基本的視点に立ち、行財政改革がスタートしました。

平成十七年三月に国は地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を示し、地方行政にも民間企業の経営手法を取り入れ、効率化や住民サービスの向上を実現しようと提言してきました。

そして、本町でもこの国の指針を受け、平成十八年二月には養老町行財政改革大綱、平成十七年四月から平成二十二年三月の五年間ですが、これを新たに掲げ、平成十八年五月には、この大綱に基づく行財政改革実施計画、いわゆる集中改革プランを策定し、全庁を挙げて取り組み、一定の成果・実績をおさめてこられました。総括として、一定の評価を得ることができたが、なお多くの課題が残されており、特に経費の削減の方法や事務改善を要する事業の改善策などについては、新たな考え方にに基づき検討すべき事項として残りました。

このことから、いま一度住民が主役であることを再認識し、財政の健全化・透明化をさらに高めながら、行政が住民から今以上に信頼されるよう、さらなる行財政改革を進めるとして、平成二十三年七月、これまでの行政を運営するという発想から、行政を「経営する発想に切りかえ推進する、いわゆる養老町行政経営改革プラン、副題として「住民視点からのさらなる行政経営改革」と、期間としては、平成二十三年度から平成二十七年までの五年間と定め、重点取り組み項目として、一、事務事業の見直しと行政評価のシステムの確立、二、組織・機構の見直し、三、住民との協働のまちづくり、四、業務の効率化と事務事業の総合体系化、五、行政情報に関する広報・広聴システムの向上、六、公正の確保と透明性の向上、七、経費の削減・合理化など財政の健全化、八、公共施設の設置及び管理運営を掲げて取り組んできたところですが、今回、私の一般質問としては、二番目の組織・機構の見



直しについて問いたいと思います。

地域主権や権限移譲に伴う事務事業の見直し、地域協働を促進する機能強化や定員の適正化を図り、簡素で効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構を編成する。

なお、その組織では住民の利便性が高まり、事務の多様化や横断的な施策・事業への効果的な対応を迅速に行うことができるものとするとして、この中の一覧として、ナンバー二の一として、項目、機構改革の実施、適用として、平成十八年度に機構改革を行ったが、年数が経過したため、改めて各課の業務量と職員数の最適な組み合わせなどを検証し、前回の機構改革での反省を踏まえ、再度機構改革を実施すると。改革の視点としては、ワンストップサービスの導入など住民の利便性向上や事務の多様化、横断的な施策・事業への効果的な対応を図るため、部署内での事務調整が可能となり、また部署間の横断的な連携を可能にするものとする。

平成二十三年度としては、行政組織の再編、事務分掌見直しの検討、平成二十四年度は機構改革の実施、平成二十五年度は検証、平成二十六年、平成二十七年として事務分掌の見直しと具体的に示しています。

行政組織については、皆さん御承知のように、平成十八年度から十九年度にかけては課の分割やら新設もありましたが、平成二十四年度に部制を実施され、三部十一課になりました。三部とは、総務部、住民福祉部、産業建設部と、あとその課は十一課であります。平成二十七年には、課の新設として子ども課、それから課の名称変更で「商工観光課」が「企業誘致・商工観光課」になりました。

また、部長職の兼任の履歴を申し上げますと、平成二十四年度

は総務部長と総務課長が兼任、二十五年度は総務部長と企画政策課長が兼任、二十七年は住民福祉部長と健康福祉課長が兼任、二十八年度は総務部長と総務課長が兼任、二十九年度は三人の部長さん全て兼任であります。

町長は、町長就任直後の所信表明で八つの基本プランを掲げられました。その中で、町民にとってわかりやすく、さまざまな行政課題に的確かつ効率的に対応できるように、役場組織・機構の見直しを進めます。また、役場を真に町民に役立つ場所にするため、町民の視線で発想と行動ができるよう、職員一人一人の意欲や士気を高めますとありました。

そこで、お伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、一点目として、平成二十四年度に部制を導入されましたが、その後の検証・評価・課題はどうか、お尋ねをいたします。

組織再編が町民にとり、住民のサービス向上、ソフト・ハード面の整備の維持と発展、また職員にとり、事務の効率化、部制内での連携化、情報の共有化、公務労働の専門化、さらに自治体のスリム化といった面であったのか。

また、執行機関、組織の形態は、可能な限り地域の実情に応じていくためにはどう対応していくのか、体制は万全なのか。例えば改良住宅問題解決のための職員の増員が必要であると思えますし、また人口減の対策としては、本当に難しいこの問題、場合によっては専門課の新設も選択肢の一つになるかと思えますが、さらに西濃圏域の自治体でも急速に人口減少が進んでいる我が町としては、その深刻さを認識されているのか。

また、消滅自治体になると町長がおられるだけではいけない。具体的な施策を示して、先般、六月十三日に養老町の地方創生推進

委員会での地方版総合戦略二〇一六年度の実績の中で、合計特殊出生率が一・三三であったと新聞報道にもございました。二〇一三年度比マイナス〇・〇三というところで、二〇一九年度目標の一・五〇では相当厳しい実態ではないかと評論されておりましたが、こういったことで、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。また、養老町にとり適切なトップマネジメントとしては、最高経営陣とか管理部門ですが、この体制の構築とは部長制ではなかったのか。さらに、柔軟な職員の制度あり方について、吏員とその他の職員、また事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員として人事交流も大いに他課との自由な異動を活発にしていただきたいなあと、このように思っております。

それから二点目としては、先ほど申し上げましたように、二十九年四月の人事異動については三つの部長が全部兼務であります。住民感情としては非常にわかりにくいと思えますし、職員の士気にも大きな影響が必至であると思えます。このポストは有効活用し、充実した行政経営を行う必要があると思えますが、町長の現状のお考え、今後の方針はどうか、また、極論ですが、部長制を廃止か存続かを含めてお尋ねをいたしたいと思います。

三点目としては、「子ども課」を「子育て支援課」にしてはどうかということでありませう。

現在、町が推進している幼稚園・保育園を一体化し、認定こども園への移行促進に効率的に対応するためには、また園の能率的運営のため、教育委員会、総務課、幼稚園担当係を統合し一本化してはどうか、この三点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 御質問のありました田中議員の三点について御回答をさせていただきますと思います。

最初に、部長制導入後の検証・評価・課題についてのお尋ねがございました。

平成二十四年度から導入をいたしました部制につきましては、平成二十三年度に策定いたしました養老町行政経営改革プランをもとに、簡素で効率的な組織・機構の編成を目指し、当初より住民の利便性の向上と事務の効率化、横断的な施策・事業への効果的な対応を図りながら実施してまいりました。例えば、住民の利便性の高めるための総合窓口係の設置を初め、養老町事務決裁規定の改正により、それまで総務課長に集中しておりました専決事項を各部長に分散することで、住民サービス提供のスピード化や業務の専門性を高めてまいりました。

また、養老町職員応援派遣制度を制定いたしましたして、業務の繁閑に応じた部課相互間における臨時的な応援派遣体制を確立し、職員の業務負担の平準化を図るなど、町民のサービスの向上と効率的な業務運営を補完しております。

これまで、平成十八年度以降の行財政改革実施計画、集中改革プランの実施により職員数は削減している中、各部とも事務事業の増大化、複雑化、高度化など多くの困難な行政課題を解消すべく取り組みを進めてまいりました。また、部門間の調整機能として、部長会議での提案事項の検討や課長会議での連絡調整など意見の統一や意思の疎通を図りつつ、職員間においても、業務を遂行する上で慎重に対応すべき案件などは、関係部長を中心に相談や検討を実施し、部内の連携強化と情報共有など適正な業務履行に努めているところでございます。

部制導入後五年が経過し、住民の皆様にも徐々に浸透してきたところではございますが、住民のニーズや町が担う業務は多様化を続けております。今後とも組織・機構のあり方につきましては、

町の重要な課題や急速な人口減少に対応した政策を進展させるため、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、慎重に検討をしてまいりたいと思います。

それから二点目の、全て兼務であったということで、今後の方針ということでございますけれども、現在、総務部長が総務課長と、産業建設部長が水道課長と、住民福祉部長が住民人権課長との兼務となっております。限られた職員数の中で住民サービスの質を確保するため、やむを得ずこのような体制をとっているところでございます。数年後には多くの管理職が定年を迎えることとなり、将来を見越した職員の人材育成が大きな課題でもございます。今後も職員の定数を随時管理し、人材育成はもちろんのこと、的確で迅速な住民サービスを提供できるよう、柔軟な組織運営に努めてまいりたいと思います。

それから三点目でございますが、子ども課を子ども支援課にしてはどうかと、名称変更の御提言だと思えますが、子ども園・保育園に関する事務につきましては、内閣府・厚生労働省の所管でございます。子ども課が担当となっており、幼稚園に関する事務局教育総務課が幼稚園の担当となっております。

昨年度から子ども園への移行に向けて、幼稚園・保育園の区別なく多くの職員により教育内容や組織・部会・渉外など担当を決め、認定子ども園化に向け教育委員会と子ども課で協議を重ね取り組んでまいりました。

今年度の子ども園に対する教育委員会の具体的ななかかわりといったしまして、県教育委員会からの指導などについては、これまでどおり教育総務課指導主事を介し、子ども園に対し指導を行って

まいります。また、教育委員会が例年行っております学校訪問では、昨年度までの幼稚園に加え、子ども園への訪問を行っており、今後につきましても実施する予定でございます。

今後、子ども課の名称については変更の予定はございませんが、子ども課と教育委員会が連携しながら認定子ども園への移行を促進し、子ども園・保育園の効率的な運営に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 二点目の、部長ポストが三人全員兼任というところで、いろいろ人員計画も過去にもあつて、それから人材不足という面もいろいろ声が聞こえてきますけれども、これは以前から、十年、二十年と職員さんをいろいろ採用されて、中途採用が割りと多かったのかわかりませんが、ある程度予想されることであると思えますので、その辺はしっかりと計画性を持ってやっていたいただきたいのと、それから職員のレベルアップについては、やっぱり適宜スキルアップのためにも研修をしっかりとやっていたいただきたいと思えますし、子ども課の子育て支援課の件ですが、これはよその例を言つて申しわけないんですけど、二、三あるんです、こういうふうに一体でやっているところが。お互いにやっぱり上部団体、国のほうの担当省が違つていうようなことになかなか大変ですけれども、一本化にすれば現場のほうの課のほうも連携しやすいということで申し上げたまでで、今後、検討していただきたいと思えます。

再質問ですが、女性管理職の登用についてちよつと伺いと思えますが、この女性管理職登用については、第三次男女共同参画基本計画で、政府が平成三十二年、いわゆる二〇二〇年度までに指

導的な地位に占める女性を三〇%にするというような計画が明示されまして、養老町の現状としては、今、総務課のほうでちょっと調べていただきましたが、一般行政職のみの平成二十九年四月一日現在の登用率としては一四・三%で、まだまだの状況でありますし、目標を具現化するためには女性職員のスキルアップ対応やセミナーの開催、登用目標を実現している自治体の、いわゆる先進地視察研修等が必要かと思っておりますし、また登用への本質的な議論がなければ進まないことから、庁舎内での対象者の決定とか、男性職員の理解を求めるとか、庁舎内でのワーキンググループをつくるとか、そういったことを提案いたしますが、今後の方針をお尋ねいたしたいと思えます。一応、県下の女性管理職の登用率を調べてみますと、県庁では九・二%、それから市町村で多いのが、美濃市が三三・三%と非常に高いです。それから神戸町が二九・二、岐南町が二五・八と、多いところは積極的に登用しておりますので、その辺を見習って、ぜひ努力していただきたいと思えますし、先般、十五日の定例会初日に農業委員会の町長任命の議案が出ましたが、その十九名の中にも一名含まれておりましたが、ただ残念なことに、新設の農地利用最適化推進委員二十六名には女性の名前はありませんでした。今回、変わったという機会に、そういった女性登用の働きかけはされたのか、また今後、審議会など町関係の諸団体への女性登用目標達成に向けた方針の考えを伺いたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問の、女性管理職登用をどのように考えているかというようなことでお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、管理職のうち、女性職員の登用割合は三〇%に満たない

状況にございます。管理職への登用においては、職員一人一人の町政の運営に対する意識の醸成はもとより、職務経験に応じた職責と役割を果たすことができる能力と資質が求められます。また、継続的な教育研修や自己研さんが重要であり、議員の御指摘のとおり、職員のスキルアップや各職域に応じたキャリア形成に向けて、継続的な研修の機会の提供と支援が必要でございます。

人材育成を目的とした研修としては、新規採用時から勤続年数や役職ごとに、新任職員、中堅、係長級、課長補佐級、課長級の職員研修を段階的に実施しております。また、職務に必要な専門研修などへの参加を積極的に促しております。

一般論ではございますが、男女の区分にかかわらず、管理職の登用の課題として能力本位が基本ではございますが、上位の職を担うに足る職務経験を積み重ねることも重要であると考えております。本町の女性職員につきましては、これまでの採用状況等により、年代別構成にはばらつきも見られ、管理職を担うには職務経験が足りないのではないかとこの状況が見受けられます。

今後、女性管理職の登用に向けて、中・長期的な視点から、計画的な人材育成を図りながら、能力本位を基本とした積極的な登用を検討してまいりたいと思えます。

それから、不足ということで、農地の利用最適化推進委員における登用をお願いしてきたかというようなことと、それから諸団体への女性登用目標というようなことだと思えます。

農業委員の推薦と同様に、農地利用最適化推進委員に関しましても、委員の年齢や性別に著しい偏りが生じないよう配慮することが望ましいということから、女性や青年の登用に向けたお願いを実施しております。

また、町が主管する審議会委員などの女性登用におきましては、

第二次男女共同参画プランの目標達成に向けて、規則などで委員の候補が定められている場合を除いて、委員の改選時には積極的な拡大を働きかけてまいりたいと思います。

なお、女性団体連絡会議や男女共同参画審議会を開催などを通じて、女性団体の連携や男女共同参画推進大会を通じた女性団体活動事業への周知を図りながら、継続的な意識啓発を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 最後に、現状の感想を述べまして町長の見解を伺いたいと思いますが、今、食肉基幹市場建設誘致問題、いまだに先が見えてこないというような状況、また、名神高速道路のサービスエリアに設置するスマートインター建設工事に関しては、地権者との用地買収交渉の順調でない進め方等、この原因は職員体制の問題にあるのか、またトップのリーダーシップに問題があるのか。東京都ではありませんが、決められない政が行われているというような町民の声も聞かれますが、ここはどこに原因があるのか、その辺を町長に。

私としては、当初、町長に就任されたときに、民間発想で大いに手腕を発揮するというような意気込みで、私も大変期待をしておつたんですけれども、なかなか行政も思うようにいかないときもありまして、その辺の考えをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 食肉基幹市場建設、そしてまたスマートインターチェンジの建設というような大規模な建設工事の推進や、町の重要な施策の実施に伴う諸課題の解決に向けては、やはり関係者・関係機関との折衝・調整や担当部局における複雑な事務処

理など、一つ一つ確実に丁寧な対応が求められるところでございます。このため、町の果たすべき責務範囲の中で、関係する諸施策の推進に向けて職務実施における課題を整理し、円滑な事業の実施が図られるよう、これからも真摯に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○九番（田中敏弘君） 終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づいて質問をいたします。

まず一点目でございますが、不登校、ひきこもりの現状と対策についてを質問いたします。

不登校とは、病気や経済的理由以外で年間三十日以上欠席した児童・生徒が対象です。二〇一四年度では全国で十二万九千人、二年連続で増加しております。岐阜県でも小・中学生の不登校数は二千四百七十九人で、前年比百四十二人増という増加傾向にあります。中学卒業後の追跡調査、指導はどのようにされておるのか。

不登校の一部の方は、ひきこもりの対象であります。ひきこもりの定義は、不登校や就労の失敗などで六カ月以上社会参加していない状況とされており、研究者によつては見解が分かれています。内閣府の昨年の調査においては、推計で十五歳から三十九歳の人が全国で五十四万人と公表がありました。二〇一〇年の

前回の調査から倍増しております。長期化・高齢化の傾向が顕著になっております。この五十四万人の中には、四十歳以上の方は対象になっておりません。ある自治体の調査の中では、四十代が最も多いというデータもあります。私たちの近くにも、ひきこもっておられる方があります。この方々の将来が大変心配であります。

ひきこもりの高齢化のリスクとして、親が介護状態になったとき対応ができない、親の死後、生活保護や相続等の申請ができない、ひきこもりの対象者の年金制度への不安等があります。

岐阜県が今年二月、ひきこもりの現状と支援に関する調査結果を発表しております。調査対象としては、県保健所、子供相談センター、青少年ＳＯＳセンター、また市町村、社会福祉協議会等が対象で調査がされております。このひきこもりに対しての養老町の現状と対応、また今後の考え方についてを質問いたします。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） 失礼いたします。松永議員の質問に答えさせていただきます。教育委員会に関する部分についてだけ回答させていただきます。

まず、不登校の実態は、また卒業後の追跡調査はどのようにしているのかという質問について回答させていただきます。

教育総務課では、各学校より毎月長期欠席児童・生徒に係る調査報告を受けております。平成二十八年度、一年間に、今お話がありましたように、病気・けがでの欠席を除いて三十日以上欠席した児童・生徒は、小学校千五百四十八人中五人、中学校八百七十五人中十二人でありました。また、この四月と五月も調査をしておりますが、月ごとの場合は七日間以上欠席した者が該当に当たります。それで、四月、五月の数の多いほうを報告させていただきます。

だきますと、小学校在籍数は千四百九十七人のうち四人、中学校在籍数八百三十九人のうち九人でした。

ちなみに、先ほど二〇一四年度の数をお話しされましたけど、二〇一五年度の資料がありましたので、養老町と比較してみました。小学校は児童数の〇・四二％、養老町で計算しますと六・三人になりますが、先ほど申しましたように、平成二十八年度は五名でしたので、若干少ないということになっています。中学校は生徒数の二・八三％に当たります。養老町でこの数に当てはめますと二三・七人となりまして、先ほど言いました十二人と約半数になっております。

今後、一人一人の状況にきめ細かく対応しながら、不登校児童・生徒数を減少させていきたいというふうにご考えております。卒業後の追跡調査は行っておりませんので、実態は不明でございます。

二番目のひきこもりの現状の把握については、不登校傾向児童・生徒については、毎月各小・中学校から報告を受けております。その中で、個票によって一人一人の出席、家庭での状況、本人の状況、支援の状況をつかんでおります。

三番目、不登校、ひきこもりの相談等の対応策はということでお答えをさせていただきます。

各学校の担任及び学年主任、教育相談担当が窓口となって、本人や保護者からの相談を受けたり、電話連絡や家庭訪問による支援をしております。また、養老小学校、高田中学校、東部中学校には町費のほほえみ相談員を配置しております。常時、教育相談を受けたり、学習支援をしております。また、中学校区ごとにスクールカウンセラーとスクール相談員が各一名ずつ県から配置されており、曜日を決めて教育相談や対応に当たっております。

町では、ほほえみ教室、適応指導教室ですけれども、の場所を移動させましたが、昨年度、国際学習会館内に設置し、相談員を配置し、週三日間、火・水・木の午前中、学校へ行けない児童・生徒に学校以外の場所での指導を行い、個々の自立を促しながら学校生活への復帰を支援しております。また、卒業間近な生徒については、今後ひきこもり支援センター等への情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私からは二番目と三番目の御質問に対しまして御回答を申し上げます。

二番目の、ひきこもりの現状の把握でございますが、ひきこもりの現状といたしましては、国が昨年九月に公表いたしました若者の生活に関する調査、ひきこもりの調査では、仕事や学校に行かず、半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せずに自宅にいる十五歳から三十九歳のひきこもりの人が全国で五十四万一千人いると推計しており、平成二十二年の前回調査に比べ約十五万人減少したものの、高い水準にあります。

ひきこもりの期間につきましては、七年以上が約三五%で最も高く、三十五歳以上での割合が前回調査と比較し五・一%から一〇・二%と倍増したことにより、長期化・高齢化の傾向を示しております。

岐阜県が本年二月に公表した平成二十七年度の状況といたしましては、相談実人数は五百十八人で、二十歳代が百十八人の二二・八%でもっと多く、四十歳代が九十三人の一八%、三十歳代が八十三人の一六%、十歳代が八十一人の一五・六%の順になっております。

当町でのひきこもりの状況につきましては、ケース会議や訪問

調査などによる把握が考えられますが、これまでのケースでは、本人、家族などから相談があった場合に把握しているのが現状であり、過去十年間で四件から五件の相談を受けており、保育士が訪問して発覚したケースもございます。

続きまして、三番のひきこもりの相談等の対応策についてでございます。

福祉・保健衛生分野におけるひきこもりの相談等の対応策といたしましては、本人や家族からの相談に対し十分に耳を傾け、可能な限り受容的かつ支持的な態度で接するようにしております。その際には、ひきこもりに至る直接のきっかけとなるエピソードの有無、ひきこもり状態に先行する何らかの症状や問題の有無、ひきこもった以降に生じた症状の有無などを親密に対面しながら会話することで、安心と共感が持てる関係づくりを常に心がけております。

岐阜県が昨年六月に開設した、ひきこもりに悩む本人や家族を対象に、関係機関と連携した支援を担う専門的な機能を有するひきこもり地域支援センターを第一の相談窓口として導いていくとともに、配置される医師や社会福祉士、精神保健福祉士、保健師など専門職で構成されるひきこもり支援コーディネーターによる面接相談や、同じ悩みを抱える本人や家族同士で話をしたり、学習するグループミーティング、さらには、ひきこもりへの理解を深め、その対応や支援方法を学ぶためのひきこもり講座などの情報提供により、間口を広げていくことが解決への糸口になるものと考えております。

また、ひきこもりによる生活困窮の相談につきましては、岐阜県生活支援相談センターと連携し、相談者の就労、家庭の問題などを確認し、相談センターが支援プランを作成し、定期的なモニ

タリングにより、安定した生活につながるような包括的な支援につなげてまいりたいと存じます。

なお、保健センターでは、不登校親の会の手づくりによる「不登校の子と親たちの心に寄り添って」と題した、不登校で悩んだ家族の切実な思いや、自立などに対するさまざまな情報をつづったファイルを来所者の縦覧に供するとともに、一人きりで悩まないで一緒に考えていきましようよとの呼びかけの後押しをすることにより、一人でも多くの方が社会復帰できるよう支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 再質問をいたします。

先ほどお聞きいたしました、県の調査があつたわけですが、これに対して、養老町としてどのように回答したのか、まず一点。

それから、調査というのは、これは本当に難しいと思いますが、各地域に民生委員、また区長さん等がお見えになりますので、そういう方々からいろんな情報を吸い上げて、救済の支援体制を考えていただきたい。

それから、これも大変難しいですが、家族の会、保護者の会を何とか行政が指導しながら立ち上げていただけたらと願っております。といいますのも、私は知的障害者の親でございますが、三十年前には知的障害の親の会はございませんでした。養老町で何とか、そういう同じ悩みを持った親が集まって、地域の中で活動しようというような思いで立ち上げました。多分ひきこもりの親さんも同じような悩みを持っておられると思いますので、この点についてを再度質問いたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、失礼いたします。

再質問の件につきましてですが、まずアンケートにつきまして、昨年の七月にアンケート調査がございまして、回答をしております。内容につきましては、まず、過去五年におけるひきこもりの相談の有無と関係機関との連携先についてという問いでございます。精神科医療機関と連携したというふうで回答をいたしました。アンケートの主な内容につきましては、平成二十七年度の実績が主な内容でございましたので、二十七年度につきましては相談なしということで回答をいたしました。

それから、今後の必要と思われる支援につきまして、支援機関相談先や支援ガイドマップ、ひきこもり研修会の紹介など、関係機関につなげるところを回答いたしました。調査につきましては以上でございます。

続きまして、民生委員などの情報連携ということでございますが、民生児童委員とは常日ごろから情報提供・交換をしております。定期的にブロック会議などを開催しており、その中でそのような情報がありましたら、積極的ににかかわるようにはしてまいりたいというふうで考えてございます。

なお、今のところひきこもり単体での相談件数のほうが余りないということもございまして、また、その親の会というようなこともお話がございましたら、またお話は聞いてまいりたいというふうで考えてございます。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） ひきこもりに関しては、大変デリケートな問題であります。本人、家族も心の中では支援を求めていると思



います。声なき声を聞いて支援するのが行政の役目であると思っております。今月、岐阜新聞が「扉を開けて」というルポを九回にわたって掲載をしております。全国で悲惨な事件が発生しております。発生する前にしっかりと支援対策をしていただくことを切にお願いし、この質問を終わります。

次に、二点目の質問に入ります。

無年金の現状と救済対策についてであります。

現行の国民年金制度には約三分の一に上る未納者、未加入者があると聞いております。国民皆年金は空洞化しておるのが現状であります。今後、未納者、加入者が受給世代となるころには、無年金者が増大し、国民全体の生活安定の基盤が揺るぎかねません。昨年十一月に成立いたしました無年金救済法により、公的年金の受給資格を得るのに必要な加入期間が、今年八月以降、二十五年から十年に短縮されました。この対象者は全国で六十四万人に上ると聞いております。

年金を受け取るには請求手続が必要となります。加入履歴が全て国民年金の方は市町村の窓口でもできると。また、委任状があれば家族でも可能とのことですが。

養老町の現状と対応はどのようにされておるのかを質問いたします。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 松永議員の二項目めの無年金者の現状と救済対策につきましては、制度に関する内容となりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

無年金者の実態でございますが、年金は二十になれば誰もが加入者となり、必然的に保険料の支払い義務が課せられますが、その中で、厚生年金や共済年金加入者に比べて、国民年金加入者は

みずから納付しなければならぬことから、経済的な事情や制度の認識不足などによる未納者の割合が高いと言われており、国民年金制度においての保険料未納問題は大きな社会問題となっております。

平成二十五年に示された厚生労働省年金局の資料によりますと、七十歳まで任意加入しても、受給資格を満たし得ない無年金見込み者を含めた無年金者は全国で約百十八万人おり、そのうち六十五歳以上で納付済み期間が二十五年未満の無年金者は約四十二万人、さらにその中で納付済み期間が十年に満たない無年金者は約二十五万人となっております。

なお、日本年金機構によりますと、平成二十九年五月末現在の養老町の国民年金第一号被保険者は三千九十八人、第三号被保険者は千九百七十三人となっておりますが、無年金者等の状況につきましては把握されていない状況でございます。

救済対策についてでございますが、年金の救済制度としては、保険料が後からさかのぼって納められる保険料後納制度と、海外在住者や六十歳以降も七十歳まで加入できる任意加入制度があり、年金に必要な資格期間を確保することができます。

先ほどの、今月八月一日から受給資格期間が二十五年から十年となる改正がございまして、養老町では百三十人の方が該当されてお見えになります。対象者に対しましては、年金機構から随時年金請求書が送付されておる状況でございます。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 先ほど、無年金は把握をしていないという回答がございまして、百三十人に後納制度等の関係で送付はされ

ておるといふことで、二十五年未満の方に対して百三十人ほど送付をされておるといふ、まだ進行状況であると思ひますが、この中で特に問題になるのは、ひとり暮らしとか、また、家庭の状況において、そういう案内が来たときに対応できないような家庭があるかと思ひますが、そういう方については行政としてどのように対応をされておるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、自席答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 先ほどの御質問に對してお答えをさせていただきます。

御本人が何らかの事情で年金事務所へ出向くことができない方につきましては、委任状によります代理人の申請または郵送による手続が可能となっております。今、年金機構のほうでは二月の末からこういった方に請求書の通知を出しておりますが、この四月末までに請求がなかった方につきましては、勸奨のほがきを出し、再度通知をし、連絡をするという形になっております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） そういふ方々に対して、なかなか申請ができないという方、これは再度通知があつても多分申請されないと私と思ひます。そういう方々を救つて、初めてこういう無年金がなくなると思ひますので、ぜひそういう方々を把握していただいて、行政がやれることはしっかりと指導していただいて、将来の生活困窮、また生活保護者が減るような対策をとつていただきたいと思ひます。その点について質問をし、終わります。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 無年金者から生活保護者への移行を少しでもとめるといふ形を考え、今の年金制度、期間を確保するための申請免除制度または保険料の延納制度、こういったものを活用しまして年金機構と連携を持って進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○十番（松永民夫君） 終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で十番 松永民夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午前十一時十五分といたします。

（午前 十時五十六分 休憩）

（午前十一時 十四分 再開）

○議長（青山貞一君） 会議を再開します。

五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、この五月三十一日、六月一日の両日には全国愛瓢会総会が開催され、宮家から秋篠宮殿下がこの養老の地にお越しになり、この両日は町にとって意義深い誉れな一日となり、養老改元一三〇〇年本祭がヒョウタンの取り持つ縁で、さらに多くの人に認知されたのではないかと思つています。

また、この六月十一日、NHKの特別巡回ラジオ体操で千八百人もの大勢の町民が早朝にもかかわらずスマイルグラウンドに集い、開催ができ、養老町の名と養老改元一三〇〇年祭がラジオを通じ全国にアピールできたのではないかと思つております。この後も大きなイベントが盛りだくさんに予定をされております。一

一つのイベントを町民がこぞって盛り上げ、養老町の未来をつくっていく。成功させていきましょう。協力をお願いいたします。では、本題に入ります。

通告に従いまして、最初に、若い女性の定住人口施策、特に若い女性に絞ってをお尋ねいたします。

この養老改元一三〇〇年本祭の開催コンセプトに「健康・長寿を願う清流の原点として、全国から人が集うまち養老町へ」とあります。まさに今、養老町は交流人口の拡大を図っております。交流人口の拡大は、まちの活力を生み出す手法ではあるものの、定住人口の拡大にはなかなかつながらないのではないかと考えています。にぎわいの創出という点では、本当に重要な施策であります。今、交流人口が拡大しているこの御縁をどのように定住人口増の確保に結びつける施策として町長はお考えがあるのか、お示しをいただきたい。

一過性のイベントの開催を行うにも企画会社に丸投げをして、ある程度人が集まれば、それで成功と結論づけをしてしまう、これは余りやっつはいけないことだと考えております。本来、まちにとってプラスかマイナスかの判断は、人がどれだけ集まったかではなく、その取り組みに参加をした事業者や、場所を提供した人たちがどれくらい利益を出せたかではかるべきであろうと。イベント終了と同時に引き潮のようにお客様が去ってしまったら、はつきりと申し上げて、一瞬の華やかさを多額の税金で買ったのと同じになってしまう、こう私は感じます。

養老改元一三〇〇年本祭のイベントで、今後も継続して行っていくと決めたイベントに、地元の事業者の方、地域の皆さん、また行政が本腰で取り組んでいく姿が本当の養老町に合ったイベントだと思いますが、本祭終了後の来年から養老改元フェスタ、従

来の産業フェスティバルのようなイベントを、養老改元一三〇〇年本祭の開催記念の柱として翌年からも毎年継続して開催してこそ町民の皆さんの心に残り、今後のまちづくりに寄与するイベントになる、こう思いますが、いかがでしょうか。

そこで、将来を見据えた定住人口の確保の視点で見ると、若い女性の流出が続く現実の歯どめについてどのようにお考えでしょうか。

今までは、地域活性化策の代表は工場誘致でありました。工場の仕事は、高学歴の若者、特に若い女性にとって余り魅力的とは言えないということから、製造業の工場誘致は人口減少の歯どめになりにくいというデータがあります。

九十年代後半以降、人口の一極集中にある東京圏で増加が目立つのは女性であり、その背景には女性の高学歴化があります。高学歴の女性が望む仕事は余りない地方では、若い女性が転出するだけでなく、将来を支える子供世代をも失うことになってしまいます。人口減少が最も進んでいる養老町こそ高学歴の女性の仕事確保が優先されるべきですが、いかがでしょうか。

大都市には巨大な人口集積により第三次産業が発展し、高学歴の女性や若者にとって魅力的な仕事が多く生まれております。人・もの・金に限界がある小規模な自治体では、なかなか太刀打ちができません。つまり、これはこれまでの地域活性化策の延長で、予算が拡大するだけでは人口減少の苦境から抜け出すことはできないと思われまます。

そこで、やりがいのある仕事の確保、その仕事と生活しやすい人的環境と、養老の自然豊かな環境のもとでの子育てのこの二つの両立支援、この充実という両面の取り組みをいち早く形にしていく必要があると考えます。今後、若い女性の皆さんの雇用の場

の確保を前面に打ち出し、子育てをしながら働く女性を徹底的に応援します、このように行政の覚悟をアピールしていただくことが必要と考えます。若い女性の目線、これこそが定住の鍵であると考えます。

そこで、定住人口確保の視点で、女性の流出の歯どめをいかに考えるのか、町長の考える定住人口確保策をお示しいただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは三田議員の、若い女性の流出への歯どめ策についてということでお答えをさせていただきますと思います。

若年層の定住対策についての御質問でございます。

まず、総体的に人口減少の対策についてでございますが、我が国は、今や本格的な人口減少時代に突入し、国及び地方では、これまで経験したことのない人口減少に対して、どのように対処し、どのように活力を維持していくのか、社会全体の問題であり、本町でもその例外ではなく、大きな課題として認識をしているところでございます。

この人口減少につきましては、出生者数が死亡者を下回る自然減と、転入者数が転出者数を下回る社会減の二つの要因がありますが、ここ五年間における本町の人口動態では、自然減と社会減がほぼ継続的に進行するとともに、自然減よりも社会減が大きく上回っております。

平成二十四年度から平成二十八年度までの過去五年間の平均では、自然減については、本町の人口に対しての出生の率は〇・五八％、死亡の率は一・二二％、また社会減については、転入の率は二・二四％、転出の率は三・一四％であり、自然減と社会減が

継続的に進行する中、特に社会減については人口減少に大きな影響をもたらしていると思われまます。この要因については、自然減では、非婚・晩婚化などによる出生率の低下と高齢化の進展によるもの、社会減では、主に結婚・転勤などを機に町外へ転出してることが推測をされます。

若い女性だけでなく、その対策としまして、自然減では、豊かな自然や良好な居住環境の中で子供を産み育てたいという希望をかなえ、安心して子育てができるまちづくりを町民一体となって進めてまいりたいと思えます。さらに、養老町の将来を担う子供たちを地域とともに育み、養老で子供を産み育てたいという方々をふやしてまいります。一方、社会減では、将来にわたって住み続けることができる地域づくりを進めてまいります。

また、あわせて、議員御指摘のとおり、企業誘致や観光振興などによる雇用の創出、子育て支援のほかに、教育力の強化、結婚や出産の壁を取り除く社会環境の整備など、多岐にわたるさまざまな施策を推進することが重要であると考えております。

これらのことから、子育て世代の女性が妊娠・出産・育児を経ても離職することなく就労を継続できる環境の整備や、仮に離職したとしても、再就職しやすい環境を整備し、若い女性の移住・定住につながるための施策として、女性のキャリアアップのための講座の開設を予定しております。

また、移住・定住施策については、例えば広域で取り組むことでより大きな効果が期待できるため、西濃圏域全体で連携しながら、女性が活躍できる組織づくりのためのセミナーの開催、Ｕターン・Ｉターン就職の支援に取り組んでまいります。

現在実施しております養老改元一三〇〇年祭の各事業も、さまざまな面で注目される中、これを契機として町外からの移住を促

すとともに、東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジの建設など、インフラも目に見える形で進んでおります。町外への流出に歯どめをかけるためにも、本町の魅力ある豊かな自然に配慮しつつ、住環境の整備についてもあわせて検討をしてみたいと思います。

このようなさまざまな施策等の推進が人口減少に歯どめをかける対応そのものであり、まさに住みたい・住み続けたいまち養老を町民の皆様と協働で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 再質問をさせていただきます。

養老町人口ビジョン「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略が策定されております。策定の段階で二十七年七月にアンケートがとられており、その結果が公表されています。対象は、本町に住む二十三歳から四十歳の女性を対象に行われました。そのうちの一部を紹介します。

定住促進策では、「あなたは、養老町に多くの人が住むようになるには、行政がどのようなことに力を入れるべきだと思いますか」、この問いに、「医療や福祉の充実」が三八・七％で一番高く、次いで二番目に高いのは「バスや電車などの公共交通の充実」三六・九％、「商業施設が多くあり、買い物しやすい環境の整備」三六・五％、「雇用の場の確保や就職・就業支援の充実」が三〇％、「子育て施設や子育て支援サービスの充実」二八・六％、「産業振興や地元経済の活性化」一五・八％、「公園の整備や自然環境の保護」一六・二％と続いております。医療や福祉の充実、公共交通機関の充実、買い物しやすい環境の整備、

雇用の確保や就職・就業支援、子育て支援などが望まれておることがわかります。これらの定住促進施策は、女性の目線で企画立案を行い、女性に受け入れられるものでなければ人口減少に歯どめがかからないと考えています。

町の人口は、平成二十七年の国勢調査では二万九千三十六人で、五年前の国勢調査のときよりも二千二百九十六人減、減少率七・三三％であります。養老町の歴史の中でも三十五年ぶりに三万人を割り込んだこの状況が続けば、まちの活力が失われてしまいます。

消滅可能都市から一日でも早く脱却を図るには、女性の雇用の場の創出や子育てと仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスができる労働環境の確立を支援する施策の構築が求められます。また養老町で取り組んでいない次のような施設や環境の整備、早急に取り組んでいただきたいと思えます。

一つ、ワーク・ライフ・バランスを企業経営者に説明と意識改革ができる環境の整備、企業意識の改革支援講座の開催。

二番目、女性のためのキャリア・地域交流のレベルアップの講座。

三番目、子育て世代のための交流サロン、子供の遊び場、授乳室等、これらに関するイベントの開催など。

養老町は、自然豊かで、住みよい環境の中で子育てをしながら仕事ができる町を目指し、取り組んでいることを若い女性に訴え、よさを伝えていきたいと思えます。

いろいろと提言をしましたが、二十年後、三十年後、この養老町は夢と希望に満ちあふれたわくわくするような町になっていることを願っています。このような提言をどのように理解し、取り組んでいただけるかをお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

ます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員からいろいろと御提言をいただきましたが、今年度、地方創生拠点整備交付金を受け、中央公民館では既存施設を子育て応援の場、学びの場、魅力創造の場、町民交流の場の拠点とするための整備を進めているところでございます。先ほど申し上げましたように、女性のためのキャリアアップ講座なども開催する予定でございます。こうした取り組みをより多くの女性に知っていただき、子供を産み育てるなら養老が一番であるということとを積極的にPRしてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

〔五番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ありがとうございます。

ただいまの答弁で、地方創生拠点整備交付金事業を受けて、先日、養老町のホームページを開いていましたら、中央公民館が、子育ての応援の場、学びの場、魅力創造の場、町民交流の場と、今、町長がおっしゃいましたように、事業の拠点としての整備がされるといふことで大いに期待をしております。この整備事業は平成二十九年六月以降に行うと、こういう表現で掲載されておりました。自身は、中央公民館一階の女性サロン及びロビー周辺で工事を行うと。その中に、授乳室、キッズコーナー、階段昇降機の整備工事が行われる、このように町のホームページに掲載されました。ありがとうございます。

子育て世代の人たちを対象に、交流サロンやセミナーの開催を予定しているとのこと。公共の施設では養老町において今

でない施設になろうかと思いい、大いに期待をしております。完成の暁には、子育て世代の女性たちに受け入れていただけるよう、しっかりと運営をしていただくことをお願いいたします。

最後に、この施設の完成時期とかイベント等の開催予定など、大まかな内容とか時期がわかればお願いして、一問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの三田議員の質問に回答をさせていただきます。

既に地方創生拠点整備交付金につきましては、昨年度、国の交付金の決定を受けまして、関連施設の整備も多々あるわけなんですけれども、既に過日行われました愛瓢会に関係する部分につきましては、既に昨年度から施行して終わっているところでございます。

今年度におきましては、先ほど議員が言われましたように、授乳室の設置であるとかキッズコーナーの設置、あと階段昇降機の設置につきましては、まだ設計段階で、設計でき次第、今年度整備することになっております。

また、ソフト事業といたしましては、養老公園事業ということ、子育て支援「いちご」に委託しまして、既に子育て勉強室等も開催しております。また、女性活躍の新モデル創出事業といたしまして、こちらにつきましては、大垣市にありますNPO法人「くすくす」、こちらの団体ですけれども、子育て支援であるとか、男女共同参画の分野において、県とか、あるいは県内の各市町の事業を多数受諾して、そういった事業の企画・運営のノウハウを持っているということで、そちらのほうに委託しまして、これから進めているところでございます。以上です。

〔五番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、二つ目の一般質問に入ります。

空き家対策についてであります。

このテーマは、一昨年の六月議会で一般質問をさせていただいたテーマであります。そのとき執行部の答弁では、まず空き家の実態調査を行い、一般的な空き家と特定空き家の把握を行いたい。その上で、一般的な空き家は所有者の理解を得て空き家バンクを開設し、ホームページ等に掲載し有効活用できるようにしたいと。また、特定空き家については、国・県と協議しながら特定空き家を認定していく。ホームページや広報、県が作成するチラシ等を活用して行う。また、必要であれば協議会を立ち上げ進めていく、このように答弁をいただきました。

二年たったときも現在、この形はまだ見つかりません。ありません。今後この空き家問題は、さらなる人口減少が進んでいき、深刻な状況になっていくと思われまので、早速にも空き家等対策計画の作成・実施に向けた協議会を立ち上げて、空き家問題の審議に入っていただきたい。よろしくお願いいたします。

岐阜県のホームページにアクセスしてみると、県内の半数以上、中でもお隣の関ヶ原町や揖斐川町を含む二十二市町、県下四十二市町の二十二市町が空き家情報を岐阜県のホームページからアクセスできるようになっていました。養老町はアクセスできませんでした。町のホームページにも空き家情報は掲載されていません。

空き家対策の推進に関する特別措置法が平成二十六年十一月二十七日に公布されてから、きょうまでに町民に特措法の税法上の利点などを広報等で周知されていないと思えますが、特例を適用

した場合には、空き家を壊して更地にし、その土地を売却した場合に特別控除三千万円の適用があるので、ほとんどの物件は税はかからないような状態になる。また、建物を壊されては地主さんに指導ができると思います。また、建物がしっかりしていれば有効活用ができるように空き家バンクに登録してください、このように進めることもできます。今の養老町の現状では、町民の皆さんがかなり損をしていることになりかねません。

国土交通省のホームページに、空き家の先進事例として宮崎県の綾町が掲載されていました。その事例は、町が空き家の所有者から五年間空き家を借り受け、町がリニューアルをして町有住宅として位置づけ、希望者に賃貸をする。特に一戸建て住宅を転入者にお値打ちに貸し出すことで定住対策の一助となると。綾町はリニューアルにかかる費用を、補助事業、社会資本整備交付金事業、補助率四五％を活用して事業を立ち上げ、年間に七、八棟の町有住宅を貸し出して成果を上げていると。

養老町は、人口ビジョン「絆を大切にすまちなち養老」創生総合戦略には、二〇四〇年には二万三千人を維持するとうたっています。約二十年で六千人が減少する予想であります。単純に計算しても、一世帯三人家族として二千戸の家屋が不要になる。独居家庭が一千人ふえたとしても、空き家が一千戸ふえる計算になります。言いかえれば、毎年五十戸もの空き家がふえる計算になります。空き家対策は早々に形にしていただかないと、安心・安全で景観のよい元気なまちとしての養老町が、選ばれるまちとはならないと思います。

ここで、町長の答弁をお願いします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 空き家対策についていろいろと御紹介、御

提言をいただきました。一括でお答えをさせていただきたいと思  
います。

町内の空き家状況につきましては、区長会の御協力により平成  
二十七年十二月に調査を行いました。その後、管理上、問題があ  
ると通報のあった空き家が二割強もありましたことから、こちら  
を優先的に対応してまいりました。その後、残りの状況について  
調査に着手をしたところでございます。

空き家バンクにつきましては、所有者調査のめどがついたとこ  
ろからホームページなどを利用した有効活用ができるように、開  
設に向けたスケジュール計画を作成して開設を進めてまいります。  
また、空き家の先進事例といたしまして、町有住宅事業の取り  
組み提案をされました。町が空き家を借り受けてリニューアルを  
して町有住宅として希望者に賃貸することにつきましては、本町  
は町営住宅もあり、民間アパートなどとの競合を考えると、慎重  
に検討していく必要があると考えております。

空き家の問題は放置できないため、当面、管理に問題のある空  
き家を主軸に置いて対応してまいりたいと思っております。

経緯につきまして、詳細は担当課長より答弁をさせていただきます、  
よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 前田産業建設部課長、答弁。

○産業建設部課長（前田勝治君） それでは、私のほうから答弁さ  
せていただきます。

空き家の総数は、自治会の調査により四百十三件と把握し、空  
き家現況調査票の報告をもらいました。このうち、管理不十分と  
報告のあった九十四件の建物につきまして、職員にて現地に向  
き、適正管理されているか調査を行い、これまでに管理不十分と  
思われる空き家の所有者や管理者を調査し、パンフレット等を送

付して啓発・注意喚起を行っております。残りの、管理されてい  
る空き家と報告のあった三百十九件について調査着手したところ  
ですが、現在、半数程度の現地調査にとどまり、所有者調査もお  
くれております。

空き家バンクの開設につきましては、契約行為等専門的なこと  
が考えられますので、関係団体等との協議をすぐに始め、あつせ  
ん、紹介できるような体制を整えた上で空き家所有者への周知な  
どを行い、年末までに開設を進めていきます。

空き家バンク等、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に  
実施するために庁舎内準備会議を行い、情報の共有を図りながら  
空き家対策計画の作成を行います。

また、空き家の現状を一件一件現地調査する中で、空き家の活  
用や特定空き家の判断等のためにも、専門家等の意見を聞きなが  
ら対応することになりますので、協議会を立ち上げていきます。

また、並行して、特に管理に問題がある空き家について、個別  
に連絡をして相談をかけながら指導をしております。以上でござ  
います。

〔五番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま御答弁をいただいた、先ほど私が

提案した町有住宅、先ほどの綾町の先進事例を提案しましたが、  
ちよつと積極的な答弁であったように思いますが、仮に養老町に  
引越しを考える若い子育て世代の転入者を対象に、優良の空き  
家をリニューアルして町有住宅として貸し付け、家賃は便宜を図  
ることで人口対策の一翼を担う、こういう施策になり得るとい  
うことで、空き家問題の解決または人口問題の解決に一歩進めると、  
こういうふうになるのではないのでしょうか。



それから二つ目に、空き家バンク、ホームページ等の開設を年末までに行うと答弁をいただきました。

他市町の二番、三番煎じではだめなんですよ。だから、ホームページをもし開くんであれば、近隣市町がホームページで掲載しているような内容じゃなくして、養老町が独自で考えていただいで、ただ空き家を掲載、公表するという物件の表示だけではなくして、例えばこの空き家は耐震、住み心地、そういう建物の評価。また、その場所が公共交通・買い物・こども園・学校への利便性、そういう地域環境の評価。そして、若い子育て世代の転入者の特典として、先ほども言いましたように、家賃等の軽減等をホームページにうたっていたらいいと、こういう内容の充実したホームページにしていたらいいことよって、遅まきながら空き家バンクを開設して公開したときに養老町のホームページが魅力あるものになるかと、こういうふうになると思いますが、この辺の考え方を御答弁いただきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

○議長（青山貞一君） 前田産業建設部課長、自席で答弁。

○産業建設部課長（前田勝治君） 三田議員の今の質問についてですが、空き家バンクを十二月末に開設を予定しておりますが、実態につきましては、まだこういう形にしていこうという詳細まではまだ決まっております。

ただ、この空き家バンクにつきましては、売買もしくは賃貸を希望する所有者または管理者からその物件情報を募集し、当ホームページにて当該情報を掲載する、それで、それを見た利用希望者が、その情報により登録者と交渉をすることになる情報提供型の制度的な考え方を持っております。

そこで、今、先生が言われました住み心地、評価等の表示等に

つきまして、どこまで表示していくかは先生の御意見を十分に配慮しながら、これから検討をしていきたいと思っております。以上です。

〔五番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま答弁をいただいたように、養老町のホームページは、二番、三番煎じですので、魅力あるものにしていただき、そして養老町を思いっきりアピールして転入者をふやすということに取り組んでいただき、その趣旨、心意気を出していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（青山貞一君） 以上で、五番 三田正敏君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時〇分といたします。

（午前十一時五十三分 休憩）

（午後 〇時五十八分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ただいま議長より指名をいただきました養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより二つの項目について、一般質問を行います。

まず、一つ目の質問を行います。

前回の三月定例会一般質問では、改良住宅を除く町営住宅の滞納状況について質問をさせていただきました。今回は、法的措置の進む改良住宅に関する質問を行います。

現在、町は改良住宅の家賃滞納、転貸借等の問題解決のために、

改良住宅特別委員会という組織を立ち上げています。昨年度は、私も会のメンバーとして参加していました。

さらに、法的措置を行うために、弁護士事務所と契約を交わしています。

まず一点目、町は十件について訴訟を行っていますが、これまでにかかった弁護士事務所への費用と、この十件の訴訟を終えるまでにかかると想定している費用の総額をお答えください。

二点目、町はこれまで改良住宅については、契約者への払い下げをベースに検討してきましたが、今後はどのように進めていくのかについて具体的に御説明ください。

三点目、転貸借、いわゆる住宅の又貸しを行っている契約者について今後どのように対応していくのかと、現時点での町の転貸の把握状況をお答えください。

四点目、昨年度、町が違法状態とする百三件の住民に対し、一斉に退去の勧告文書を出しました。これは弁護士事務所を通じてですが、これにより退去した住民についての対応はどのように行っているのか。

例えば、別の町営住宅への入居をあっせんしているのですとか、次の住居先の相談窓口へ案内しているとかです。

以上の四点について回答を求めます。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、一番目の訴訟案件十件の弁護士事務所への支払い総額ということですが、法的措置の実施につきましては、改良住宅特別委員会におきまして御承認をいただき、町議会の議決を得て、平成二十五年度より弁護士事務所に業務委託をしていると

ころでございます。

これまでに十件の訴訟を行い、かかった費用の総額は一千九万千五百四十三円になったところでございます。

また、十件の訴訟につきましては、新たな費用の発生はございません。

次に、二番目の改良住宅の払い下げについての今後の進め方についてということですが、これにつきましては、今後の進め方につきましては、改良住宅特別委員会におきまして御承認をいただきましたが、町としては従来どおり正規契約者の方に対して、住宅を有償譲渡していくという基本方針については変わりはありません。

今後の譲渡に向けまして、今回の補正予算でも計上させていただきましたが、滝見町住宅以外は用地測量及び分筆登記ができておりませんので、本年から順次、用地測量及び分筆登記を行う予定でおります。

譲渡につきましては、住宅運営の適正化を図りつつ、改良住宅特別委員会にて御審議をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、分離譲渡ができず、老朽化により利活用が難しいタイプの家屋につきましては、不要家屋の一棟単位での除却を行ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、三番の転貸者に対する今後の対応と現在の転貸の把握状況についてという御質問についてでございますが、改良住宅の転貸は、養老町住宅管理条例第二十五条により禁止をされておりましては違法行為を認めることはできませんので、従来どおり粛々と転貸者に対して住宅の返却を求めていきたいというふうに思っております。

また、現時点での転貸の把握状況とのことでございますが、平成二十六年の調査時におきまして、九十四件の転貸がございました。平成二十八年度において、転貸、転借者の方に対して、内容証明郵便を発送し、町への住宅返却をお願いしているところでございます。

その結果、現在二十件の住宅の返却を受けておりますので、残り七十四件が町で把握している転貸の戸数になるということでございます。

最後の四番、退去勧告によって転出した住民への対応についてということでございますが、これにつきましては退去者につきまして、先ほど述べました養老町営住宅管理条例第二十五条により、禁止された行為により入居するなど不正な居住実態より、養老町営住宅管理条例第四十一条に基づき住宅の明け渡しを請求しているところがございます。このため、退去者からの問い合わせに対しては、改良住宅の趣旨や条例の規定を丁寧に説明し、早期の明け渡しをお願いしているところでございますが、退去された方の現状については、町としては現在は把握はしておりません。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

費用は約一千万円ということですね。さすがに、これだけの高額になってくると、町全体を考えたときのお金の使い方として再検討し直す時期に来ているのではないかと考えます。このあたりで、お金のかかり過ぎる訴訟行為は終わりにしてはどうでしょうか。

町の方針と考えるは、住民にも伝わったはずで、代替手段とし

ては、町職員による根気強い話し合いこそが行政のあるべき姿であろうと考えます。この先も毎年訴訟のための予算を計上していくつもりでしょうか、見解をお聞きます。

二点目についてですが、実際は用途変更等の柔軟な対応が可能であるはずなので、例えば、空き家になった改良住宅で利用可能なものは通常の町営住宅や再生住宅として再整備し、町内はもとより町外からの定住促進政策に利用していくことを提案します。これも見解を求めます。

三点目については、町の施設を不正利用、又貸しして水増しの家賃、この差額で利益を生むという状態は不当利得に当たると考えます。公務員には不正行為を発見した場合の告発義務があるはずで、町として、こういった行為を認識しつつも、これまで有効な対応をしてこなかった責任ははかり知れないほど大きなものがあります。本来であれば、行政の訴訟対象はこういった部分にこそ行うものであり、滞納処理といったような、いわば借金取りのようなことをするために行うものではないと考えます。この点については、対応方法について具体的に御説明をお願いします。

四点目については、最も重要なことだと考えます。

過去の改良住宅特別委員会での大橋町長の言葉をかりると、違法状態にあるとされる住民についてですが、現状はどうあれ大切なこの養老町の住民です。契約者でない方が転貸者、又貸ししている人から、いわゆる又貸しを受けて入居している方の中には、役場から言われるまで自分たちが違法なことをしているとは知らなかった方もいます。これらそれまで入居していた住民が退去する際、または退去された後のケアや次の居所が確定するまでの追跡を行わないというのは行政として、また住民福祉の観点から考えて道義的に問題があります。早急に対策、対応が必要であると

指摘しますが、どうお考えでしょうか。

以上、四点の再質問にお答えください。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） 今の岩永議員の再質問についてお答えをしたいと思います。

まず、一番の訴訟費用についてということでございます。

訴訟につきましては、改良住宅の譲り渡し施策に取りかかるため、住宅管理の適正化を図るための手段として行っております。そもそも改良住宅の用途廃止の進め方につきましては特別委員会での議論を重ねて対応してきているところでございます。裁判に至るまでに解決できれば、それにこしたことはないというふうに思っております。

しかしながら、今回の裁判の実施において、町の適正化に向けた取り組み姿勢をお示しできたことにも成果があったのではというふうに考えております。

議員のおっしゃるとおり、対話による解決にこしたことはございません。

しかし、相手に対話の意思がないなどにより、不正状態を放置し、公平性を欠くことのないようにするには、いろいろな問題解決の方法を持つていく必要があるかというふうに思っております。御質問の件につきましては、適正化への進捗状況を鑑みながら、必要ならば予算計上をしていきたいというふうに考えております。次に、二番の空き家になった改良住宅で利用可能なものを通常の町営住宅、再生住宅として再整備するということについてでございますが、改良住宅につきましては、まず譲渡の実施から進めていきたいというふうに考えております。

現段階におきましては、将来の空き家の件数把握はできず、そ

の議論までは及びません。

しかしながら、分離可能な住宅の空き状況が把握できたときには、提案の事案も含め特別委員会にて御協議いただくことになるというふうに考えております。

三番目の公務員の不当利得の不正行為の告発義務があるはずで、ということですが、これにつきましては訴訟について、滞納よりも悪質な転貸者から行うべきではないかとの御指摘を、今後の対応についてという御質問だというふうに思いますが、先ほど申し上げましたとおり、訴訟の対象者につきましては、特別委員会決定をいただき進めているところでございますので、今後、転貸者に対しての訴訟につきましては、住宅返却を求めていく中で、特別委員会御判断をいただき進めてまいりたいというふうに思っております。

最後の四番でございます。

条例に違反し、退去した方への状況把握ということですが、町といたしましては考えてはおりませんが、

しかしながら、御相談をいただければ、町としては真摯に対応してまいりたいというふうには思っております。

転借者の方への今後の退去に対する対応につきましては、地元地区の区長会より区長会と町との協議の要望をいただいたところでございます。町といたしましては、この要望にございます地区区長会との協議の場を設け、地元区長の皆様のお考えをお聞きし、またその協議を踏まえ特別委員会でも御検討いただき、法令を遵守しつつ、公平性を保てる形で解決を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 三回目に入ります。

公平性の観点から訴訟を続けるとのことですが、どういう状況であれ、犯罪者でもない住民を苦しめるマイナス方向への措置を行っていく、公平性というのはそういうことではないですよ。空き家を移住・定住促進政策に利用するという提案については、準備ができ次第、今後、委員会の中で検討していくこと、このようですので、単一の課だけではなく横断的に、全庁的に連動させて上手に活用していける、そういうような方向づけをしていくよう指摘をしておきます。

転貸者、違法な貸し主への対応についてですが、これまではどうも消極的な取り組みしかしていません。現状把握や証拠をそろえるのは難しいのは理解できます。

しかし、私が以前の改良住宅の委員時代に当初から述べてきましたが、困難なケースだからこそ率先して解決していくという姿勢こそが大切なんです。そもそも滞納者や契約者以外が住んでいる状況は、確かによくない状態でしょう。

しかし、町の施設を利用し、又貸しによる不当利得を得る行為は、いわば犯罪的な行為じゃないですか。両者を比べたときに、真っ先に解決すべきはどちらなのかはつきりしています。

それともう一つ、改良住宅特別委員会は、名前こそ特別委員会となっておりますが、いわゆる議会が議決してつくる、例えば養老鉄道存続特別委員会のような特別委員会とは全く別物です。議員も充て職で参加していますが、これはあくまで町長の諮問機能的なものであり、議事の提案も執行部からされます。あくまで執行部の意向に沿った審議がなされる性質のものだということを申し述べておきます。

退去者へのケアについては、退去の文書が送られ、相談に

来ている世帯の最初の延長期限は今月の六月末です。これから起り得る懸念事項だから対策を求めているのです。町長が委員会の中で定義した違法状態の住民ですが、この中には地区の役員として長く活躍している人もたくさんいます。こういった住民をケアなくどんどん退去させていくと、地域を担う人材がいなくなってしまう。先ほど述べたように、犯罪的な行為に類する者には厳しい対応も必要だと思います。

しかし、町が違法状態と定義している人たちのほとんどは、話し合いと政策次第で違法ではなくせるんです。又借りで契約者以外が住んでいる世帯には、町が改めて実際に住んでいる人と契約をし直せばいいんです。滞納者には資産の差し押さえや分納で少しずつ返してもらえばいいんです。今進めているような十把一かばき対応を求めます。ここに住んでいる人々も、また大切な養老町民なのだとすることを念頭に置いていただきたいのです。

改良住宅問題ではなく、改良住宅政策、この住民政策にしっかりと取り組んでいただくことを申し述べ、この質問を終わりますが、最後に六月末で切れる退去期限について、再延長が可能なのかについてだけ回答を求めたいと思います。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの岩永議員の再々質問についてでございますが、おっしゃるとおり、転借者の方に対しては三月末を期限に相談、もしくは住宅から退去するようにお願いをしておりました。

ただ、急なことで、どうしても三月までの退去が難しいと御相談を受けた方につきましては、それから三カ月以内の転居をめどにめどをつけていただけるようお願いをさせていただいております。

います。

現時点におきましては、さまざまな事情で転居先が見つからないとの御相談に対しましては、長期的な入居はできない旨を御説明し、個別に御相談に応じる形での転居の努力をお願いしているところでございます。御相談に応じることとでございます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 次に、二つ目の質問に入ります。

文部科学省が進めている政策に地域未来塾というものがあります。ここで、文部科学省の文書を読み上げます。

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒への学習支援を大学生や教員ＯＢ、ＮＰＯなど地域住民の協力により学習支援を実施する事業です。原則無料で学習支援を受けることができます。教員を志望する大学生などの地域住民、ＮＰＯ、学習塾や学習コンテンツ事業者、学習サービス提供者等の協力により多様な視点からの支援を受けることが可能となります。このことにより、学習がおくれがちな児童・生徒に対して、学習習慣の確立と基礎学力の定着、高等学校等進学率の改善や学力向上を図り、学習機会の提供による貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指しますとしており、文部科学省では二〇一九年までに五千の中学校区に設置を目指しているようです。

国では補助金用の予算も確保してあるようで、例えば、タブレット端末等の教材や支援員の報酬なども三分の二の補助を受けることができます。

養老町が昨年度から実施しているスマイルゲンちゃん学習会が、

この文科省の地域未来塾に当たるかと思えます。事前の調査によると、町では現在、毎月二回、土曜日に中央公民館にて実施をしています。文科省の定義による養老町内の対象者は、小学校で百二十一名、中学校で百一名の合計二百二十二名となっています。せつかくの政策なのですが、周知不足か、実施内容か、精査する必要がありますが、平成二十八年度の初回参加者の数、小・中学校合わせて五十七名に対し、徐々に参加者の数を減らしていき、ことし五月二十日の実施日では、二十五名と半数以下に減っています。

町では、実施時間をそれまでの土曜日の昼から土曜日の夜に変更する等の対応をしているようですが、なかなか制度を生かし切れていないというのが現状となっています。

まず、提案をさせていただきます。

公共交通が脆弱で、かつ広大な面積を持つ養老町において、中央公民館一カ所での実施というのは余りに非効率的です。文部科学省の定義するように中学校区での開催とし、場所も現在の中学校の空き教室等を利用することで利便性を向上させてはと考えますが、いかがでしょうか。

次に、習熟度別事業の実施についてお聞きします。

事前の調査によれば、当町では小・中学校において、それぞれ学校単独で小学校で算数、中学校では数学と英語の授業で少人数指導を一部実施しています。これも文部科学省によると、習熟度別や少人数学習を実施した小・中学校で、ほぼ全てにおいて学力、習熟度の向上が見られると報告がされています。昨今では、教員の労働環境の劣悪さがメディア等で取り沙汰されていたりと、配置人員の問題で難しい面もあるかと思いますが、せめて町内に通う学校で学習環境、学べる機会に差ができないように、全校、全

学年で実施していただきたいと思います。

もう一つ、全ての学習の基本は国語の読解力にありと考えます。習熟度の差が出やすい数学と違って、国語では差がわかりにくいという点がありますが、国語においても、ぜひとも少人数学習の実施を目指していただき、養老町を教育力のすぐれた町として全国に発信できるほどにしていきたいと考えます。

以上の三点についての見解を簡潔に求めます。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） 岩永議員の質問に答えさせていただきます。

まず、一番目の利便性を向上させてはという御意見に回答させていただきます。

岩永議員の質問の中にあつたんですが、重複する部分もあるかと思いますが、いま一度地域未来塾についてと現状について話させていただきます。

平成二十七年に、経済的な理由や家庭的な事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童・生徒のために学習支援事業を考えました。約半年間準備し、学習機会の提供により貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした国の地域未来塾事業を活用し、生活保護世帯並びにひとり親家庭の児童生徒を対象に平成二十八年、昨年度から学習支援事業を開始しました。

平成二十八年度は、対象者児童生徒の中から受講希望のあった小学生低学年十九名、高学年二十四名、中学生三十二名、学習支援員十六名でスタートしました。五月から毎月土曜日を基本に、月一回、先ほど二回という話がありました。昨年度は月一回、午前九時から十一時までの二時間、自学自習を基本とし、復習・

補修と宿題の補助を行いました。

今年度は、小学生二十七名、中学生十三名、学習支援員二十四名で実施しております。

また、昨年度の反省を生かし、中学生は土曜日の夜七時から九時までとし、回数も月一回から二回にふやして実施しております。学習支援員も、昨年度は大学生・高校生は一人だけでしたが、今年度は大学生が三名・高校生が二名、合わせて五名が指導に当たっております。

新規事業であり、暗中模索の部分もあり、これからも支援員の方たちと話し合いながら改善していこうと考えております。将来的には地域の皆様方の理解と支援を得て、会場を中学校区の二会場に拡大し、さらには各公民館単位にまで拡大できればと考えております。

制度を生かし切れていないという意見がありましたけれども、この事業を実施しているのは県内でもごくわずかな地域でありまして、まだ養老町はやっているほうだと私は思っています。

二番目、習熟度別少人数指導について、機会に差が出ないようにといいことに対して答えさせていただきます。

養老町内には既に少人数学級である学校もあり、既に差が生じております。それを解消するためにも、学級の児童・生徒数が多い学校に少人数指導追加が県より配置されています。小学校では全ての学校で習熟度別指導やチーム・ティーチングの少人数指導が実施されております。中学校でも、チーム・ティーチングや希望別少人数指導が実施されております。

国語科を少人数指導でやっていただきたいという三つ目の質問について答えさせていただきます。

少人数指導を実施する教科は基本的には学校に任せてあります

けれども、小学校では全て算数科で実施しております。議員御指摘のように、習熟度差が顕著である算数科を選んで実施しているということですが、中学校では、英語科と数学科で実施しております。指導者の数に限りがあることや、指導効果の面から考えても、算数、数学科、並びに英語科での実施が望ましいものと考えております。

国語科につきましては、読書指導の充実に重点を置いております。これまでは西濃地区で実施されている学校図書館コンクールへの応募は町から一校のみとなっておりますけれども、今年度から三校にふやしました。コンクールへの参加によって、図書館の利用をふやしていったらと考えて変更しました。

また、親子読書やボランティアの方による本の読み聞かせも一層充実させ、読書の習慣化を図りたいと考えております。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

文部科学省の言う地域未来塾の養老版であるスマイルゲンちゃん学習会については、支援体制の強化と、それに伴う開催箇所を増設等を今後順次行っていただけというような答弁でしたので、習熟度別少人数学習に関して再質問を行います。

現在、当町では七つの小学校と二つの中学校での対応が、先ほど説明があったようにばらばらです。

例えば、養老小学校では、四、五、六年生の算数で習熟度別授業を実施していますが、広幡小学校では、二、三、四年を飛ばして五、六年。池辺小学校では五、六年生、ほかの小学校でもそれぞれ対象としている学年がばらばらです。中学校でも、東部中学

校では少人数学習を実施していますが、高田中学校では行っておりません。このように、町内の学校ごとにばらばらなのが現状です。さまざまな特性を持った児童生徒たちですので、均一の学習方法がいいとは言いません。

ですが、先ほども述べましたが、学習機会、環境、チャンスだけは均一にしてあげてほしいんです。加配等の配慮があるとは先ほど言っておりましたが、県による教員の配置数の影響が恐らく大きいんだろうと思います。このあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） 今の質問について答えさせていただきます。

均等にといいことを強調されておりますけれども、先ほどもお話ししましたように、学級の児童生徒数に配慮していることと、それから学年はやはり高学年から六年、五年、四年というふうにやっていく。先生の数がたくさん見えたら全学級、全学年やれるわけですが、やっぱり必要度を考えながら高学年から実施しているということです。加配がない学校でも実施しておったり、先ほど一部だけ述べさせていただきましたと、広幡で二、三、五、六年で実施して一、四年生は実施していないのは平等じゃないんじゃないかとおっしゃいましたけれども、実は広幡で言いますと一年生は十二名、四年生は十一名となっております。そういったこともいろいろ配慮して、本当に学校は子供たちのことを考えて精いっぱい実施しておりますので御理解ください。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 最後になりますが、町や国の礎は人です。



人をつくるのは教育です。さまざまな人材をこの養老町から輩出していくためにも、高水準の学習環境は必須です。

今回は児童生徒を対象とした話をしましたが、生涯学習においても同じことです。人口減少で苦しむ我が町ではありますが、教育の面においてだけは国や県のメニューを上手に活用すれば、日本でもトップレベルの環境をつくり、維持していくことが可能ではありません。教育は一朝一夕には成りません。未来の養老町のためにも、三十年、四十年先を見据えた教育政策を積極的に行っていただきたいと申し添え、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（青山貞一君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき二件で質問をいたします。

一件目は、町財政と納税者における総合的な町民生活相談体制の確立を求めるものです。

当町の平成二十五、二十六、二十七年決算状況は、実質収支は黒字を維持しているものの、年々減少し、平成二十五年と平成二十七年度を比較すると約三億四千万円もの減収となっています。単年度収支においては、三年間連続赤字決算となっています。

また、同年度三年間の起債発行額は毎年十億円を超え、さらに新年度においても、四億円もの財政調整基金を取り崩す予算編成でございます。町民から、養老町の財政は大丈夫か、少子・高齢化や人口減の中、子や孫の時代に大きな町の借金を背負わされることになるのではないかなどなどの少なくない心配の声が寄せら

れます。

自治体財政の収支は特定財源からではなく、一般財源とその充当経費の多少から生じます。つまり、財政収支が悪化するのには、一般財源が不足しているか、一般財源を使い過ぎているかのどちらかということです。

まず町財政について、六点で伺います。

一、これまでの養老町の新年度予算の編成では、各課で見積もり、数回の正・副町長などからの予算査定という形で交渉し、決定していると承知しています。私が提案するのは、この方式から、包括予算制度や一般財源配当方式かも検討すべきではないかと提言するものです。要するに、組織内分権の形をとる方法です。

具体的には、一般財源を各部に配分し、各部はこれに特定財源を上乗せして年間予算を見積もることです。これにより一般財源をコントロールするとともに、各部内で全事業に対し投資的経費と経常的経費の認識が明確になり、施策の共有化がさらにできると考えるものです。

二点目は、収支改善の指標における財源のエンゲル指数とも言われる経常収支比率を下げる方法について伺います。

下げる方法は二つあると考えます。

一つは、経常一般財源収入を大きくすること、二つ目は経常経費充当一般財源を減らすことです。

一つ目の方法は、多くは依存財源であり、町単独ではどうにもならないところもありますが、二つ目の方法は町がやる気になれば可能だと考えるものです。

三、経常収支比率を下げる動機には、収支の改善以外に裁量財源の確保です。裁量財源とは、経費充当可能な一般財源です。経常一般財源収入を経常収支に充当し、生じた経常余剰に臨時一般

財源を付加して臨時経費に充てる、つまり裁量的な経費充当可能な一般財源です。町の財政運営で裁量の余地のあるのは、義務的、準義務的な経常経費の支出だけでなく、臨時経費に充当できる財源をいかに多く確保するかを重要視されているのではないのでしょうか。

#### 四、経常経費の見直しについて伺います。

現状の財政制度の国の財政施策を前提にする限り、財政収支の改善を図るためには経常経費の見直しは避けられません。問題は、町民ニーズが多岐にわたり、当町の地域課題やまちづくり計画などなどの視点から、どの経費をどれだけ見直すかとの点です。今年度においては、各種団体への補助金の見直しが進められました。この点での進捗状況はどのようなものか伺います。

#### また、計画の見直しなどは随時行われているのでしょうか。

五、収納率の改善について伺います。

これまでも納税者の納税サービスを求め、一般質問や議会質疑などでコンビニ納付の提案や納税相談の改善を求めてきましたが、新たに検討されていることがあればお聞かせください。

#### 六、六、六、最後です。

町財政の公表における町民にわかりやすい広報について伺います。

毎年、広報「ようろう」十二月号と六月号で、財政状況が上半期・下半期で掲載されています。これは町民にお知らせする義務が各自治体にあり、地方自治法に明確に位置づけられているからです。

町長は、この内容がどれだけ町民の方々の理解を得られているとお考えでしょうか。私には難しく理解ができない、私たち

が知りたいのは、町にどれだけ貯金があり、借金があるのか、借金はどのような事業でできたのか、少しでも町の負担を少なくするためにどんな協力をすればよいかなどをもっと身近に考え、行動できる内容の工夫をしてほしい、円単位で生活しているから、そんな声も寄せられます。掲載内容の工夫を求めますが、そのお考えについて伺います。

二項目めは、納税者における総合的な生活相談体制の確立を求め質問するものです。

所得格差が拡大している中、自治体としてどう町民施策を守るか、また生活再建をどのように手助けしていくのかも課題であると考えます。

国は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の処置を講ずるとして、平成二十七年四月、生活困窮者自立支援法を施行しました。

しかし、全国多くの自治体が具体的運用に戸惑いを感じているように検討されているのかお尋ねします。

二点目は、この法の施行前から市民の生活再建を何よりも重視している滋賀県野洲市の事例を紹介します。税の徴収に対し、当町とどこが違うかの視点です。

当町でも、納付相談には納税者の気持ちに寄り添い、納税誓約による分納が進められていることは承知していますが、野洲市においては、納付相談に乗りながら、相談者が自立できるよう支援を図ることです。その仕組みを再建管理条例、(別名)ようこそ滞納条例で定め、滞納は生活困窮者のシグナルと捉え、自治体を

挙げて生活再建の手助けをしています。

さらに、自然災害や病気、失業、離婚、さらには日常生活の消費に伴うトラブルなど、社会的な要因によって生活が立ち行かなくなった市民に対し、生活の困り事を解決する支援策を進め、問題を個々に対応するのではなく相互理解を把握し、対等な解決を目指して総合相談窓口を核にして公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮できる仕組みづくりに取り組み、昨年十月、野洲市くらし支えあい条例が施行されています。

この条例、私は五回音読しました。回を増すたびに感銘しております。ぜひ議場におられる全ての職員の方々、議員の方々にも音読していただきたいと希望します。

さて、この条例では、生活困窮には強引な訪問販売などの消費トラブルが一因であることから、訪問販売を登録制にして悪徳業者を排除するとともに、行政組織を挙げて多重債務に陥った市民の発見に力を注ぎ、弁護士や司法書士などの専門的見地から支援する支援調整会議や支援を総合的に行うため、市の全ての組織に属する職員で構成する市民生活総合支援推進委員会の設置が規定されています。当町も研究する価値があると考えますが、その見解を伺います。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） 失礼いたします。

ただいまの水谷議員の御質問につきましてですが、主に財政運営の初歩的な内容もございますので、町財政について質問の要旨一から四までと六については私のほうから回答をさせていただきます。

最初に御提案をいただきました包括予算制度についてでございますが、議員御指摘のとおり、本町の財政は公債費等の増加によ

り非常に厳しい状況にあります。そういった中で、限られた財源を選択と集中によりどう有効に使うべきか、また多岐にわたる町政課題への対応や行財政改革についても全力で進めていかなければならないと考えております。

このような状況の中で、施策の予算化や見直しにおいて類似事業の有無や総合計画等との整合性の確保等のため、部をまたいだ横断的な調整が必要であり、町長の指示のもと一元的な予算編成が有効であると考えております。

また、包括予算制度を導入いたしますと、六月から八月ごろに歳入額の算定と予算の配分が必要となるため、年末に確定いたします政府予算や地方財政計画の内容、制度の改正や景気の動向による税収の増減等により財政状況が大きく変動した場合の対応が困難になるかとも思います。

しかしながら、包括予算制度も多くのメリットが見込まれることから、本町にとって最善の予算編成手法を模索していくことが必要であると考えております。

それから、次の二から四までの御質問につきましては関連がありますので、まとめてお答えさせていただきます。

経常収支比率につきましては、平成二十五年度の八六・四%から、平成二十七年では八三・六%と改善してきております。経常収支比率を下げる方法につきましては、一つは主に経常的一般財源となる町税等の収入を上げることです。地方交付税等の依存財源を増加させるのは困難ですが、町税の収納率の向上については、後ほどお答えさせていただきます。

二つ目は、一般財源を充当する経常経費を削減することです。経常経費につきましては、年々増加しております。これまでも庁舎内の照明のLED化、電力の契約見直し、公用車の軽

自動車への転換、安全や機能に支障がない程度の保守点検回数  
の削減等の経費削減、また補助金等の見直しも行っていました。  
本町が策定した各種計画に基づく施策を推進するため、新設・拡  
充したものもございますが、既存のものについては内容等を見直  
し、廃止・減額するなど、経費削減にも努めております。

しかしながら、それを上回るペースで経常経費が増加してい  
るのも実情でございます。今後は公債費の増加も見込まれることか  
ら、さらなる経費削減に取り組んでまいりたいと思っております。  
特に、施設の維持管理費が大きなウェイトを占めており、町の  
規模としては施設数が多く、老朽化はもとより今後の人口減少に  
より町財政の状況を考慮すると現状の施設数の維持は非常に困難  
であると考え、公共施設等総合管理計画に基づき施設の統廃合を  
行い、経常経費と施設の修繕及び更新費用の削減を図ってまいり  
たいと考えております。

また、各種補助金等につきましても、各交付規則・要綱等に規  
定されている失効期限を迎えるごとに、継続して内容の見直しを  
行っておりまゝです。

経常経費の削減により、経常経費充当一般財源も減ることにな  
り、その分の一般財源を臨時的経費に使うことが可能となり、こ  
れが議員のおっしゃられる裁量財源の確保になると考えておりま  
す。

また、養老町中長期財政計画につきましては、平成二十五年度  
の策定以来見直しは行っておりませんが、今年度はちょうど中間  
年に当たることから、平成二十八年度の決算状況及び健全化判断  
比率等の算定を待つて見直しの判断をしたいと考えております。

次に、六の広報の関係でございますが、現在、広報「よろろ  
う」において、町の財政に関しては四月号において新年度予算の

概要、五月号において財務書類四表、八月号において上水道事業  
業務状況、十一月号において一般会計等の決算状況及び健全化判  
断比率・資金不足比率の状況、また六月と十二月号においても現  
年度の財政状況をお知らせしています。なるべくわかりやすい内  
容を心がけておりますが、なじみのない用語や貸借対照表といっ  
た専門的な知識を必要とする資料もあるのは事実でございます。

また、千円単位で表示させていただいておりますが、予算や各  
種統計、他自治体との整合をとるためのものでございます。紙  
面の関係もございりますが、ほかの事例も研究しつつホームページ  
も活用しながら、町民の皆様にはわかりやすい情報を提供でき  
るよう努めてまいります。私からの回答は以上でございます。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（古川一夫君） それでは、私のほうから五番目  
の収納率の改善についてというところについて御説明させていた  
だきます。

町税の平成二十八年度現年度分につきましては、わずかではご  
ざいですが、収納率は上昇していると思っております。

今年度は、県の自動車税や他市町で取り入れられているクレジ  
ット収納、インターネットによる収納でございますが、それにつ  
いて調査・研究・検討を開始するほか、催告書の送付時期を六月  
月上旬、十二月上旬のボーナス時期に合わせて収納の向上につなげ  
たいと思っております。

また、電話相談や窓口での納付相談についても、その方の状況  
を丁寧にお聞きするとともに、無理のない納税計画により町税等  
の収納をお願いしております。今後とも、さらなる収納率の向上  
に向けて頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

続けて、納税者における総合的な生活相談体制の確立について、

私のほうから御説明させていただきます。

御質問は、平成二十六年四月に施行された生活困窮者自立支援法の当町の具体的な運用はということだと思われまして、当町におきましては、私のほうの税務課におきましては、税金滞納者の生活状況、電気・ガス等の支払いの状況や未払い金等の状況を把握しながら納税相談をしております。納税者から生活困窮に関する相談があった場合につきましては、健康福祉課職員と同席の上、相談を受けております。それで、岐阜県の生活支援相談センターと連携し、就労、家庭、心身の問題など生活困窮となる原因を把握するようにしております。平成二十七年年度から今年度六月十五日までの相談センターの利用件数は、三十六件となっております。生活困窮者自立支援法の具体的な運用につきまして、当町では福祉事務所の設置がなく、必須事業の実施義務がないため、相談案件につきましては、岐阜県生活支援相談センターにつき、西濃県事務所福祉課、相談センター、町健康福祉課、町社会福祉協議会担当職員により支援調整会議を定期的に開催し、相談者の意見を尊重しながら、自立プランの作成やプランの実施、また定期的なモニタリングにより、必要に応じたプランの見直しをして、自立した生活につながるよう包括的な支援の実施に努めております。

次に、滋賀県野洲市の取り組みが、今、全国的に注目を浴びているということで、当町も研究したらどうかという御質問でございますが、町民の生活の困り事を解決し、自立を促して、生活再建の支援を行うことは当町でも重要な役割であると存じます。

議員御指摘の野洲市くらし支えあい条例に規定されている支援調整会議は、総合的生活相談により納税ができるようになるにつながると思われま。今後は先進地視察や他市町の事例も踏まえ、当町

でできることの調査・研究をしてまいります。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

包括予算制度については、ここでの答弁にとどまらず具体的な実行に向け調査・研究をしていただくことを強く要望しておきます。

次の点で再質問を行います。

議会にも示されている養老町中期財政計画（平成二十六年年度から三十二年度）には「アクション2」として安定した財政運営を行うための担保として、財政調整基金を平成三十二年までに二十億円、これは町財政基金条例、財調の基金条例に掲げる七億円の増の数値です。

また、地方債償還の財源とするため、単年度償還額の二分の一程度を目安として、減債基金残高を平成三十二年までに四億円に、經常収支比率を八〇％未満に、将来負担比率を七〇％未満にと具体的な目標額や目標数値を掲げています。これらの数値は現在の財政状況では大変厳しいと懸念しますが、中間年である今年度に数値を現実に置きかえ、目標値を少なく訂正していくお考えなのをごいまいしょうか。

二点目は、經常経費の見直しについては、LEDや公共施設の管理費、契約の見直し、庁舎内の昼休みの節電など必要なことだとは考えますが、本質に踏み込み、心がキャッチしなければ職員の方々の意識改革などありません。これまで議会でも指摘している委託料の増、公共施設における賃借料の地権者との交渉、事業によっては長期計画や環境行政における長期包括的運営管理委託方式の導入による削減、財源を伴うまちづくり計画の策定や見

直し、町民が必要ないと判断すればサービスカットすべき事業もあるのではないのでしょうか。

特に、賃借料については二〇〇〇年六月議会の一般質問で取り上げましたので、現時点での現状もあわせ、先ほど申しました項目での答弁をお願いしたいと思います。

三点目は広報による掲載ですが、もっと工夫を凝らし、大橋町政の特徴を出す必要があるのではないのでしょうか。十八歳選挙権の行使が始まっています。財政の実態をグラフや漫画を使つての記載もあり得るのではないのでしょうか。これまでの単なる財政上の数字だけではなく、政策的、政治的な視点も出すべきだということに考えますが、いかがでしょうか。

総合的な町民生活相談の確立での再質問は、完璧な前向きな答弁で、少し再質問に戸惑っているわけですが、議会答弁に終わることなく内容を進めていただきたいと思ひます。

そこで、次の点で伺います。

差し押さえ後の納税者の生活実態の把握はしていないとの答弁でしたが、憲法が保障する最低限度の生活への支援は行政の仕事です。健康福祉課と税務課だけの対応ではなく教育委員会など、納税者世帯の家族構成により各課が連携し、解決を図っていただきたいと思ひます。個人の生活実態の把握には調査や研究など要りません。差し押さえ後の行政のフォローこそ求められているのではないのでしょうか。

二点目は、野洲市における債権管理条例やくらし支えあい条例の町の制定におけるお考えについて伺います。

三点目は、先進地への視察について、先ほど答弁の中にあつたように思ひますが、百聞は一見にしかずと言ひます。町長の町政運営の理念が反映されていると思ひますけれども、税務課と健

康福祉課の各課からの職員派遣を求めたいわけですが、どのようなお考えでございませうか。

以上、再質問お願ひします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは中長期財政計画、あるいは委託料の関係で回答をさせていただきます。

先ほど回答いたしましたとおり、中長期財政計画については、今年度が中間年であることで、見直しを行つてまいりたいと考えております。その見直しの際に、その計画の内容そのもの、内容等についても見直していきたいと思ひますので、その際に目標数値等は検証してまいりたいというふうに考えております。

また、委託料については非常に多くなつてきているというようにござつて、長期包括の契約を導入してはどうかという話もござつていますが、長期包括契約については、施設の維持管理に係る業務を個別、単年度内契約をするのではなく、業務範囲を広げて、複数年の間、一括して運転管理、工事、業務委託契約をするものでございます。この契約についても、それぞれメリット・デメリットがありますので、導入についてはそれらを十分に検討して考えてまいりたいと思ひます。以上でございませう。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの質問の二番目の

借地料の件でございませう。

これはいろいろ調べてみたんですけど、十六年前当時の資料がまずないということと、これまでの間に返却、譲渡及び新たな借地等により単純に比較することはできませんでした。平成二十八

年度におきまして、借地の筆数二百八十六筆、借地面積十万三千五百五・二一平方メートル、借地料約一千六百五十三万円でございます。

現在、借地料算出基準をベースとしない借地契約につきまして、地権者から借地を受ける際の経緯等もございまして、契約内容の変更に同意をいただくことが難しい面もございまして、契約の更新時において、借地料の見直しができるように交渉を重ねてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 三ついただいたというふうに思っており、あと三つあると思いますが、一つは条例の制定についてということでしょうか。

まずは、野洲市等の先進地の状況をよく把握いたしましたし、よく研究してから、我が町に合ったような形で制定できるのかどうかということを考えてみたいというふうに思っております。それから、先進地視察については、各課からの担当になってというようなことでもございますけれども、その点も当然税務だけの問題ではないというふうに思いますので、その点も議員のおっしゃるように進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは差し押さえした後の生活再建、支援というようなことでもございますが、町民の生活の困り事を解決したり、自立を促したり、生活再建の支援をするのも町の重要な役割であるというふうに思います。町でできることなどを研究しながら、町民が豊かに暮らせる町につなげていくことは重要であるというふうに認識をいたしております。そのような形で進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

広報をわかりやすい形で、漫画とかグラフを使って周知したかどうかというような御質問がございました。先ほどありましたけれども、財政などなじみのない用語や貸借対照表といった専門的な知識を必要とする記事もあるのは事実でございます。過去には補足説明、用語の説明といった形で掲載したこともございましたが、限られたスペースの有効利用という点では若干限りがございます。御提案のそういった漫画、グラフを使うのも一案ではございますが、例えば一つ、一般家庭の家計簿に当てはめて説明したり、さまざまな事例を研究しながら町のホームページ、またケーブルテレビの行政情報番組を活用しながら、町民の皆様にはわかりやすい広報づくりを行ってまいりたいというふうに思います。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 一件目の最後の質問も含めてお答えいただければありがたいんですけども、町民への公共料金などの負担増の押しつけや住民サービスの低下、あるいは正規職員の減、ラスパイルスの低下を招くことがあってはなりません。健全財政は町外からのブランドに頼ることなく、職員の皆さんや町民の方々の知恵や工夫で運営すべきではないでしょうか。人口減は全国の市町村において同じです。緩やかな人口減か急激な人口減かが問われるだけです。養老町が養老町であることに生き残りをかけて財政計画を立て続けるなら、未来は明るいと考えますが、町長のお考えを伺います。

それから、野洲市の山仲市長は、税金は納めてもらう以前に市民の生活が健全でなくてはならない、市民の生活を壊してまで滞

納整理するのは本末転倒、生活を壊さず納付していただくのが原理原則と条例制定への思いを述べておられます。

また、自立支援を優先することは理想が高過ぎる。全体の奉仕者である公務員が、個人のためにそこまでやっていいのかの指摘に対し山仲市長は、目の前の大切な市民一人を救えなければ問題は解決しないと生存権を守る自治体の役割に理解を求めています。さらに、全国の自治体で月間などを設けて滞納整理を強めることに、全く効果がないし、市がやるべきことではないと切り捨てられております。滞納者を悪と捉えず、税金が納められて生活できるように支える自治体の役割、また税金を納めなくなるようなまちづくり、この視点から答弁をいただけたらありがたいと思います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 税金というのは、家庭に例えれば一家の収入ということでございます。それぞれ家族がたくさん、住民がたくさんいる中で、納められる人、納められない人それぞれの事情があるかと思えます。そういう方々に寄り添ってやっていくのが行政の一番の仕事だろうというふうにも思えます。やはりみずから支出等を抑え、また納税をしていただけるような環境にするというのは議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。税金が納められるような生活ができるよう生活を支援していくということ、それから福祉事務所とも連携を深めて、町としてもできる限りの研究等をしていきたいということ、まずは御紹介をいただきました先進地視察や事例も含めて検討をし、真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二件目は、教育行政について、五点で伺います。

近々では、電通の若い女性社員の過労自殺が労災認定され、大きな社会問題に広がりました。日本で過労死が叫ばれるようになり四十年も経過しますが、悲劇は繰り返され、悪化し続けています。

労働基準法では、労働時間は一日八時間、週四十時間が大原則です。その例外として労働協定、いわゆる三六協定を結べば残業ができることになっています。厚生労働省は、例外の残業時間を大臣告示で週十五時間、月四十五時間、年三百六十時間以内としています。また、法的な拘束力がありません。

また、大臣告示は残業が月四十五時間を超えると健康リスクが高まるという医学的な根拠をもとに、政府自身が決めたものです。文部科学省は、二〇一五年七月に学校現場における業務改善のためのガイドラインを出しています。このガイドラインの初めには、中学校の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査によると、日本の教員の一週間当たりの勤務時間は三カ国最長、日本五十三・九時間、三カ国平均三十八・三時間であると記しています。

一点目は、養老町の小・中学校の教職員の時間外勤務の実態について伺いたいと思います。

二点目は、さきのガイドラインでは、授業時間は三カ国平均と同程度である一方、課外活動、スポーツ・文化活動の指導時間が特に長い。日本七・七時間、三カ国平均一・一時間と教員の多忙化を指摘しています。部活をめぐる昨今の議論は一九八〇年から昭和五十年、六十年時代に起きたものを繰り返しているように思



えてなりません。

そうした中、岐阜県教育委員会は昨年六月、中学校運動部活動指針を発表しましたが、養老町においてはどのような改善が図られているのでしょうか。

三点目は、小・中学校の二学期制の導入についてに関する見解を求めます。

県内においては、高山市などが昨年十二月二十四日、保護者のもとに、平成二十五年より高山市教育委員会の方針で高山市内全三十一小・中学校において前期・後期制に移行することになりましたとの文書が届けられたと聞き及んでいます。

しかし、昨年十二月十六日の議会、文教産業委員会では各委員から数多くの質疑が出され、当局から明確な回答がなく紛糾したとのことです。教育委員会の現状や保護者の合意、議会の同意などが得られないとして平成二十九年の導入ができず、現在は中断をしています。市教育委員会は、平成二十九年から導入するつもりで進めたが、説明不足だったと弁明しているとのことです。全国的にも、二学期制を導入したが、やはり三学期制がよいと判断し、戻した事例も多々あります。いずれにしても、大きく制度を変更しようとするときは、説明のみで理解や合意を得ることはできないということですので。現時点で、また中長期的な見地での見解を求めます。

四点目は、県の正規職員の全教員の全国的な給与水準についてお尋ねをいたします。

梶原県政時代の箱物行政のツケが県職員の給与水準を低くし、特に先生の給与は四十七都道府県のうちワースト二、三の順位だということをよく現場からお聞きすることがありました。

平成二十七年、総務省から公表された小・中学校教諭平均給

与ランキング表では改善された傾向にありますが、新年度の水準について伺います。

五点目は、昨年度は養老町において町単独加配職員、特別支援員教員は、小学校二十二人、中学校五人と承知しています。処遇について伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） それでは、水谷議員の質問に答えさせていただきます。

まず、教職員の時間外勤務の実態についてお答えさせていただきます。

教職員の勤務時間の適正化につきましては、就任以来一貫して管理職、教職員への働きかけを行ってまいりました。

一回目は平成二十五年十一月十四日付文書で、勤務内容の見直し、健康管理への配慮、経費の節減に関して呼びかけました。二回目は平成二十八年七月五日付文書で「健康維持と教職を後輩に誇ることができる職業とするために（一次案）」という内容で呼びかけました。さらに、三回目としまして平成二十九年二月二十日付文書で、同じ内容ですが、「健康維持と教職を後輩に誇ることができる職業とするために（二次案）」で呼びかけ、平成二十九年四月十四日付文書で、保護者に「教職員の勤務の適正化と生徒の健全育成に向けた取り組みについて」を学校を通じて全ての保護者に配付しました。校長会からも、作年度末に保護者向けに同様の内容の文書が出されており、作年度より、学校ごとに毎月の職員の勤務時間数の集計を報告してもらっております。養老町では、以前からタイムカードが導入されており、朝、出勤した時刻から、夜、退勤するまでを集計しております。始業前の朝の時間や職員会で超過した時間、それから勤務時間終了後、

町では勤務時間が終了した五時十五分から五時三十分までは休憩時間としてカウントしておりますが、これも教職員のタイムカードでは計算されることになっておって、それは省いております。それも含めての報告となっております。管理職による超過勤務命令による時間数では、あくまでもありません。

小学校では、学校間格差は多少ありますが、昨年と比較して大幅に改善されてきております。中学校では、この時期、午後六時まで部活動を行っており、その後に会議や教材研究、生徒指導等の対応を行っており、超過勤務をなくすことは大変難しいというか、もう既に超過勤務になっておりました非常に難しい状況です。議員の質問にもありましたように、中学校の先生は小学校の先生より週五時間以上勤務が長くなっております。

また、若い先生ほど勤務時間が長くなっている傾向にあります。一部のベテラン教諭の超過勤務が常態化している傾向がありますが、改善されつつあります。

二点目の運動部活動指針について、養老町の改善はということに対して答えさせていただきます。

運動部活動指針にある活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定につきましては、朝部活は七時三十分以降とし、今年度から中学校統一して月曜日は放課後部活動なし、水曜日は十七時までとし、休日部活動は練習時間を四時間以内としました。教育委員会と校長会から、保護者宛てに同内容の文書を配付しております。昨年度、一部の部活動で部活動以外の時間にクラブ活動として活動しており、やり過ぎていた部もありましたが、全体的に見て、一部の新聞で報道されているほどひどい状態ではありません。

運動指針の二つ目に、地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と必要に応じた連携というのがあるんですけど、これにつ

きましては、養老町では以前から教育委員会で地域の指導者を活用し、部活動支援員として配置しております。各校十名までの指導者派遣を予算化しております。今後はスポーツ連盟と連携して、スポーツボランティア登録者の部活動への派遣依頼を考えているところです。

三つ目の複数顧問体制による運営というのもあるんですけど、これにつきましては、部活動数の削減についての提案を校長から保護者にしてもらっているところですが、なかなか難しい課題です。

三つ目の質問、小・中学校の二学期制の導入についてですけれども、導入の考えはありません。

十数年前から二学期制がもてはやされてきましたが、平成二十六年での二学期制実施校は、小・中学校ともに約二〇%程度だと言われています。五校に一校の割合です。一度導入した学校も、今、水谷議員のお話にもありましたけれども、三学期制に戻している学校がふえていると聞いております。確かに職員の負担は軽減されるのですけれど、二学期制にすると、夏休みや冬休みといった学期の始め、終わりが一致せず、けじめがつきにくいと思われれます。

また、中学校の保護者からは、成績が二回で少なく、子供の成績の実態がつかみにくいか、三回のほうが子供が成績を挽回する機会がふえていいという声もあると聞いております。

四番目、県の正規職員の全国的な給与水準についてお答えさせていただきます。

先ほど、水谷議員の話にもありましたが、私も平成二十七年度の総務省のデータしかちよっと手に入れることができませんでした。教職員の給与は、岐阜県は全国三十九位となっております、ちな

みに近隣の県を見てみますと、愛知県は全国十八位、三重県は全国二十六位、滋賀県は二十八位となっております。近隣の県と比較しても大変低くなっています。平成二十八年度の水準につきましては、今のところ把握できておりません。申しわけありません。

最後、五番目、町単独の支援員の処遇についてですけど、臨時的任用職員については県費負担職員と町費負担職員があり、さらに常勤職員と非常勤職員に分かれております。職種や勤務体系により賃金や有給休暇等が違ってきております。

議員御質問の学校生活において特別な支援を必要とする児童生徒のサポートをお願いしている学校支援員は、町費負担対応職員であり、週二十九時間以内の非常勤職員です。有給休暇等については、他の町費負担職員と同様勤務日数等に応じて与えられております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をさせていただきます。

特に中学校の時代は何かに没頭したり、試行錯誤したり、まったりしたりする時間が大切だと思います。

例えば、今は教育課程外になっている部活を形態を変えて、いっそ課程内に入れるのも一つの方法ではないでしょうか。部活動が担ってきた多様な学びの経験を選択必修科目として導入するのです。

教職員側も担当教科やそれ以外のことも含め、自分の得意なことや好きなことで子供たちと向き合う、学校は三時三十分で終わります。その後、教職員は授業の準備や職員会議、事務作業などに集中する。町教委の枠組みでは非現実的な提起かもしれません。この点での見解も求めたいと思います。

また、県教委の部活動指針の完全実施において、町教委として今後どのような改善を進めようとしているのか伺います。

また、改善実施に向け県教委に、町教委としてどのような要望を出していくのでしょうか。

三点目は、岐阜県内の教育学部で教員免許を取得しても、教員になれる学生はごく一部で、多くは民間企業に就職していると聞いています。

また、先ほどありました基本給ですが、岐阜県より約一万三千円高い愛知県や、一万一千円高い三重県での教鞭を選択するということもよく聞きます。養老町で義務教育を修了した子供たちがふるさと養老のこの地で小・中学校の先生として活躍してほしいと願いますが、そういう点での町教委から現場への働きかけはあられるのでしょうか、伺いたいと思います。

特別支援員に関しては、首長の姿勢、教育に対する位置づけも大きいと思います。先ほどの給与ランキングでも、財政力の豊かな東京都は岐阜県より三万六千円くらい高いというのはわかりませんが、財政力の低い福島・岩手・大分・秋田・山形・熊本などは、やはり一位から十位の中に財政力の低い県もございます。そういう意味では、今回、町単での特別支援員の待遇、さらに改善を求めておきたいなと思います。

昨日も文科省で教員の過密労働を緩和するため、五月の連休を十日間にするなどなどの有識者会議が開かれたと報道されています。町教委と各小・中学校の現場で起きている問題の本質をさらに深め、改善を求めておきたいと思います。四点での御答弁をいただきたいと思います。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） それでは、今ありました再質問について

お答えさせていただきます。

まず、一点目の学びの経験を選択必須科目として導入するのはどうかということについてですけど、私も水谷議員のおっしゃるとおりだと思っておって、今の学習指導要領下では中学校教師の勤務の適正化は非常に難しいと考えております。

提案されたことを実現するには、教科等の授業時数を五時間程度削減しなければならぬということになります。どの教科等の授業を減らすのが課題になってきますが、逆に新指導要領においては、小学校三、四年に英語活動が入り、小学校五、六年では英語活動が英語科となって、授業時数も二時間にふえております。あれもこれもといった小学校でもふえていくばかりで、スリム化に逆行していると考えております。

二点目の部活動指針の完全実施につきましては、校長会と話し合って決めた休みの日や部活動時間の内容の徹底を図っていきたいと考えております。

また、市町村だけでの努力では到底不可能と考えております。制度の改革や経済的、人的な支援が必要であると考えております。町教育委員会といたしましては、県費の教員免許を持った部活動支援員を昨年度から要望しております。

三番目のふるさと養老で先生となって活躍してほしいと願いますがという質問ですが、私も地元の出身の子供たちが一人でも多く地元の教育に当たって頑張ってくれることを願っております。

最後四番目、特別支援員の処遇についてですが、特別支援員の職員だけでなく、私は全ての臨時職員の処遇が今まで以上に改善されることを願っております。以上です。

○十三番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問

を終わります。

以上で、日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをおもちゃまして散会いたします。

なお、議会最終日は、六月二十六日、午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時三十一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十九年六月二十三日

議長 青山貞一

議員 岩永義仁

議員 長澤龍夫

